

半 期 報 告 書

(第 6 期中) 自 平成20年 4 月 1 日
至 平成20年 9 月30日

株式会社 **三井住友銀行**

(E03617)

第6期中(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

半 期 報 告 書

- 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

株式会社 **三井住友銀行**

目 次

	頁
第6期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【業績等の概要】	6
2 【生産、受注及び販売の状況】	36
3 【対処すべき課題】	36
4 【経営上の重要な契約等】	38
5 【研究開発活動】	40
第3 【設備の状況】	41
1 【主要な設備の状況】	41
2 【設備の新設、除却等の計画】	41
第4 【提出会社の状況】	42
1 【株式等の状況】	42
2 【株価の推移】	44
3 【役員の状況】	44
第5 【経理の状況】	45
1 【中間連結財務諸表等】	46
2 【中間財務諸表等】	121
第6 【提出会社の参考情報】	149
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	150
中間監査報告書	
確認書	

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月28日

【中間会計期間】 第6期中(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

【会社名】 株式会社三井住友銀行

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Banking Corporation

【代表者の役職氏名】 頭取 奥 正 之

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

【電話番号】 (03)3501-1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部副部長 山 崎 武

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成20年度 中間連結 会計期間	平成18年度	平成19年度
		(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	1,352,539	1,554,755	1,542,669	2,925,665	3,411,052
うち連結信託報酬	百万円	1,407	2,239	1,244	3,482	3,710
連結経常利益	百万円	318,765	316,035	178,297	716,697	734,958
連結中間純利益	百万円	220,078	171,308	94,960	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	401,795	351,820
連結純資産額	百万円	4,497,004	5,410,538	5,203,322	5,412,458	5,080,747
連結総資産額	百万円	100,049,543	103,722,670	107,872,150	98,570,638	108,637,791
1株当たり純資産額	円	54,445.50	67,409.07	59,077.75	67,823.69	60,442.81
1株当たり中間純利益 金額	円	3,963.89	2,984.80	1,630.06	—	—
1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	—	7,072.09	6,132.91
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 金額	円	3,897.22	2,984.74	1,628.13	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	—	7,012.46	6,132.75
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	10.86	12.05	11.90	12.95	12.19
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△5,467,129	925,336	△1,806,382	△8,335,522	5,277,695
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	3,092,619	△417,850	2,627,662	5,177,694	△4,613,441
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△311,083	2,434	88,030	△81,995	138,059
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	2,459,896	2,437,692	3,626,928	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	1,907,823	2,720,542
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	32,082 [13,149]	36,103 [13,345]	38,972 [9,281]	31,718 [13,222]	36,085 [13,317]
信託財産額	百万円	1,288,805	1,027,818	1,333,644	1,174,396	1,175,711

(注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 連結自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を適用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

3 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	1,115,678	1,307,652	1,303,146	2,451,351	2,933,626
うち信託報酬	百万円	1,407	2,239	1,244	3,482	3,710
経常利益	百万円	269,078	157,849	122,108	573,313	510,739
中間純利益	百万円	183,646	63,798	80,394	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	315,740	205,742
資本金	百万円	664,986	664,986	664,986	664,986	664,986
発行済株式総数	千株	普通株式 56,202 優先株式 900	普通株式 56,355 優先株式 70	普通株式 56,355 優先株式 70	普通株式 56,355 優先株式 70	普通株式 56,355 優先株式 70
純資産額	百万円	3,492,390	3,856,300	3,418,892	3,992,884	3,493,249
総資産額	百万円	93,149,162	94,307,182	98,159,845	91,537,228	100,033,020
預金残高	百万円	66,147,242	66,379,291	66,918,037	66,235,002	66,417,260
貸出金残高	百万円	53,902,477	55,025,706	58,541,953	53,756,440	56,957,813
有価証券残高	百万円	22,047,445	19,860,123	20,982,446	20,060,873	22,758,241
1株当たり配当額	円	—	普通株式 1,269 第1回第六種 優先株式 44,250	普通株式 1,339 第1回第六種 優先株式 44,250	普通株式 763 第1回第六種 優先株式 88,500	普通株式 1,487 第1回第六種 優先株式 88,500
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.48	12.65	12.50	13.45	12.67
従業員数	人	16,686	17,945	22,113	16,407	17,886
信託財産額	百万円	1,288,805	1,027,818	1,333,644	1,174,396	1,175,711
信託勘定貸出金残高	百万円	8,080	4,150	222,540	5,350	223,740
信託勘定有価証券残高	百万円	241,904	285,533	349,145	267,110	273,504

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 単体自己資本比率は、第4期から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を適用しております。

なお、第4期中は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示55号に定められた算式に基づき算出しております。

3 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動については、次のとおりであります。

(銀行業)

海外において預金業務、貸出業務等を行うVietnam Export Import Commercial Joint Stock Bankを当行の持分法適用関連会社といたしました。

(その他事業)

国内において自動車販売金融業務を行うプライマス・ファイナンシャル・サービス株式会社を当行の連結子会社といたしました。

3 【関係会社の状況】

(1) 当中間連結会計期間において、当行の関連会社から子会社に変更となった会社は次のとおりであります。

ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

(2) 当中間連結会計期間において、当行の子会社から関連会社に変更となった会社のうち主要なものは次のとおりであります。

さくら情報システム株式会社

(3) 当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社のうち主要なものは次のとおりであります。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) プライマス・ファイ ナンシャル・サー ビス株式会社	大阪市中央区	7,700	その他事業 (自動車販売 金融業)	41 [15]	—	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
SMBC Preferred Capital USD 2 Limited	英領ケイマン 諸島	千米ドル 1,811,000	その他事業 (融資業)	100	2	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
SMBC Preferred Capital USD 3 Limited	英領ケイマン 諸島	千米ドル 1,358,000	その他事業 (融資業)	100	2	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
SMBC Preferred Capital GBP 2 Limited	英領ケイマン 諸島	千英ポンド 251,500	その他事業 (融資業)	100	2	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
SMBC Capital India Private Limited	インド共和国 ニューデリー 市	百万インド ルピー 400	その他事業 (アドバイザー 業)	100	3	—	—	—	—
(持分法適用 関連会社) Vietnam Export Import Commercial Joint Stock Bank	ベトナム社会 主義共和国 ホーチミン市	百万ドン 12,526,947	銀行業	15.13	—	—	コルレス関係 金銭貸借関係	—	(注) 3

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 「議決権の所有割合」欄の[]内は緊密な者及び同意している者の所有割合(外書き)であります。

3 当行は、Vietnam Export Import Commercial Joint Stock Bankとの間で、日系企業のお客さまに対する金融サービスの強化やリテール金融分野等での協働を行うことを目的に、業務提携を行っております。

4 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社は、SMBC Preferred Capital USD 2 Limited、SMBC Preferred Capital USD 3 Limitedであります。

4 【従業員の状態】

(1) 連結会社における従業員数

(平成20年9月30日現在)

	銀行業	その他事業	合計
従業員数(人)	25,613	13,359	38,972
[外、平均臨時従業員数]	[5,208]	[4,073]	[9,281]

(注) 従業員数は就業者数で記載しており、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員15,503人を含んでおりません。

(2) 当行の従業員数

(平成20年9月30日現在)

従業員数(人)	22,113
---------	--------

(注) 1 従業員数は就業者数で記載しており、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員387人を含んでおりません。

なお、取締役を兼務しない執行役員62人は従業員数に含めておりません。

2 当行の従業員組合は、三井住友銀行従業員組合と称し、組合員数は19,199人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

経済金融環境

当中間連結会計期間の経済環境を顧みますと、高騰を続けていた原油価格が7月半ばをピークに下落に転じるなか、米国では住宅市場の調整や信用収縮などを受けて景気の停滞が続き、欧州でも景気の減速感が強まりました。アジアでは総じて景気の拡大が続きましたが、インフレ率の高まり等を受けて、成長速度は幾分減速しました。わが国におきましては、設備投資の減少や欧米向け輸出の増勢鈍化などから、景気の停滞感が強まりました。

金融資本市場に目を転じますと、米国のサブプライム危機の拡がりや世界的な景気減速懸念の強まりを背景に、欧米の主要株価指数は5月をピークに下落傾向に転じ、クレジット市場や短期金融市場における信用スプレッドは期末にかけ大幅に拡大しました。国内では、長期市場金利である10年物国債の流通利回りと日経平均株価が6月半ばにかけて上昇したものの、その後は景気後退懸念の高まりや欧米金融市場の動揺を受けて、国債利回りは低下し、株価は下落しました。円の対ドル相場は8月に110円台をつけた後、円高方向に転じました。

こうした中、金融界におきましては、6月に、わが国金融・資本市場の競争力強化に向けて、銀行・証券会社間のファイアーウォール規制の見直しなどを盛り込んだ、金融商品取引法等の一部を改正する法律が成立しました。

中長期的な経営戦略

当行グループは、平成18年10月に公的資金返済を完了し、経済金融情勢や競争環境といった経営環境が大きく変化したことを踏まえ、平成19年度に、平成21年度までの3年間を対象とする中期経営計画「LEAD THE VALUE 計画」をスタートさせました。

本計画では、当行グループがお客さまに提供する付加価値である「先進性」「スピード」「提案・解決力」を極大化することによって、「最高の信頼を得られ世界に通じる金融グループ」を目指していくことを基本方針とし、経営目標として、

成長事業領域におけるトップクオリティの実現

グローバルプレーヤーに相応しい財務体質の実現

株主還元の実現

の3点を掲げております。

また、本計画におきましては、「成長事業領域の重点的強化」と「持続的成長に向けた企業基盤の整備」の2点を基軸として、戦略施策を展開してまいります。

(ア) 成長事業領域の重点的強化

今後大きく成長する事業領域にフォーカスし、その領域においてお客さまの期待を超える価値を提供することによってトップクオリティを実現、持続的成長を果たしてまいります。当行グループが特に注力する成長事業領域は以下の7つです。

- (a) 個人向け金融コンサルティングビジネス
- (b) 法人向けソリューションビジネス
- (c) グローバルマーケットにおける特定分野
- (d) 支払・決済・コンシューマーファイナンス
- (e) 投資銀行・信託業務
- (f) 自己勘定投資
- (g) アセット回转型ビジネス

(イ) 持続的成長に向けた企業基盤の整備

中長期的な経営目標や戦略施策を主軸とした業績目標・評価制度の導入、成長事業領域においてトップクオリティに挑戦するプロフェッショナル集団を育成するための体制整備、戦略展開に柔軟に対応できるIT基盤・事務インフラ等の整備、コンプライアンス体制の強化、CS・品質管理の向上、ALM・リスク管理体制の高度化によって、付加価値の極大化を目指してまいります。

当行グループは、本計画の遂行に全役職員一丸となって全力で取り組むとともに、事業環境の変化に適切に対応することで、企業価値の更なる向上を目指してまいります。

営業の成果

当中間連結会計期間における業績は以下のとおりとなりました。

業容面では、預金は、前連結会計年度末対比8,624億円増加して73兆6,302億円となり、譲渡性預金は、同1,370億円増加して3兆2,616億円となりました。

一方、貸出金は、海外で高格付け企業への貸出を積極的に行ったことを主因に、前連結会計年度末対比1兆3,969億円増加の64兆3,695億円となりました。

総資産は、前連結会計年度末対比7,656億円減少し、107兆8,721億円となりました。

損益面では、経常収益は、国際業務部門での貸出金残高の増加を主因に貸出金利息が増加したものの、昨年度の米ドル金利の低下を受けて資金運用収益が全体では減少となったこと、並びに株式相場の低迷を受けた投資信託販売の減少を主因に国内業務部門の役務取引等収益が減少したことや、株式等売却益の減少を主因にその他経常収益が減少したこと等により、前中間連結会計期間対比0.8%減の1兆5,426億円となりました。経常費用は、資金調達費用が預金利息の減少を主因に減少した一方、成長事業領域強化のためのシステム投資や拠点網拡充・人的資源強化のための支出の増加等により営業経費が増加したことに加え、金融市場の混乱及び国内外の景気減速を背景とした債務者の業況悪化や一部海外金融機関宛債権で与信コストが発生したことによる与信関係費用の増加を主因にその他経常費用が増加したこと等により、前中間連結会計期間対比10.1%増の1兆3,643億円となりました。その結果、経常利益は1,782億円、特別損益や法人税等調整額等を勘案した中間純利益は949億円となりました。

純資産は、前連結会計年度末対比1,225億円増加の5兆2,033億円となりました。そのうち株主資本は、中間純利益の計上及び剰余金の配当等の結果、前連結会計年度末対比763億円増加の3兆2,063億円となりました。

事業の種類別では、銀行業、その他事業の内部取引消去前の経常収益シェアが、銀行業が88（前中間連結会計期間対比 1）%、その他事業が12（同+1）%となりました。

また、所在地別の内部取引消去前の経常収益シェアは、日本が75（前中間連結会計期間対比+1）%、米州が10（同 0）%、欧州・中近東、アジア・オセアニアは、各々8（同 0）%、7（同 1）%となりました。

連結自己資本比率は、11.90%となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローは、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」が前中間連結会計期間対比2兆7,317億円減少して1兆8,063億円、有価証券の取得・売却や有形固定資産の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」が同3兆455億円増加して+2兆6,276億円、劣後調達等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」が同855億円増加して+880億円となりました。

その結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末対比9,063億円増加して3兆6,269億円となりました。

(3) 国内・海外別業績

国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は前中間連結会計期間比433億円の増益となる6,418億円、信託報酬は同9億円の減益となる12億円、役務取引等収支は同31億円の減益となる2,008億円、特定取引収支は同1,176億円の減益となる100億円、その他業務収支は1,172億円の増益となる1,045億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は前中間連結会計期間比160億円の増益となる5,136億円、信託報酬は同9億円の減益となる12億円、役務取引等収支は同148億円の減益となる1,590億円、特定取引収支は同1,178億円の減益となる137億円、その他業務収支は1,326億円の増益となる1,125億円となりました。

海外の資金運用収支は前中間連結会計期間比233億円の増益となる1,330億円、役務取引等収支は同118億円の増益となる421億円、特定取引収支は同1億円の増益となる37億円、その他業務収支は154億円の減益となる80億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	497,614	109,725	8,779	598,560
	当中間連結会計期間	513,623	133,066	4,810	641,878
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	749,447	356,076	32,676	1,072,847
	当中間連結会計期間	768,463	340,952	41,174	1,068,241
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	251,833	246,351	23,897	474,287
	当中間連結会計期間	254,840	207,886	36,363	426,363
信託報酬	前中間連結会計期間	2,239			2,239
	当中間連結会計期間	1,244			1,244
役務取引等収支	前中間連結会計期間	173,913	30,206	154	203,965
	当中間連結会計期間	159,060	42,104	303	200,860
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	233,692	34,967	528	268,131
	当中間連結会計期間	220,109	47,354	528	266,935
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	59,778	4,760	374	64,165
	当中間連結会計期間	61,049	5,250	225	66,075
特定取引収支	前中間連結会計期間	104,066	3,584		107,651
	当中間連結会計期間	13,769	3,767		10,001
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	105,604	7,974	5,927	107,651
	当中間連結会計期間	8,701	5,546	10,448	3,798
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	1,538	4,389	5,927	
	当中間連結会計期間	22,471	1,778	10,448	13,800
その他業務収支	前中間連結会計期間	20,118	7,376	18	12,723
	当中間連結会計期間	112,578	8,049		104,529
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	64,779	8,867	18	73,665
	当中間連結会計期間	176,015	6,765		182,780
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	84,897	1,490		86,388
	当中間連結会計期間	63,436	14,814		78,251

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。

3 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間4百万円、当中間連結会計期間15百万円)を資金調達費用から控除して表示しております。

4 「国内」、「海外」間の内部取引は「相殺消去額()」欄に表示しております。

国内・海外別資金運用 / 調達の状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定の平均残高は前中間連結会計期間比 5 兆 8,431 億円増加して 92 兆 5,212 億円、利回りは同 0.17% 減少して 2.31% となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同 6 兆 3,126 億円増加して 92 兆 6,346 億円、利回りは同 0.18% 減少して 0.92% となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用勘定の平均残高は前中間連結会計期間比 3 兆 1,109 億円増加して 78 兆 311 億円、利回りは同 0.03% 減少して 1.97% となりました。また、資金調達勘定の平均残高は 6 兆 719 億円増加して 84 兆 1,167 億円、利回りは同 0.04% 減少して 0.61% となりました。

海外の資金運用勘定の平均残高は前中間連結会計期間比 3 兆 2,316 億円増加して 16 兆 632 億円、利回りは同 1.3% 減少して 4.25% となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同 7,401 億円増加して 10 兆 913 億円、利回りは同 1.15% 減少して 4.12% となりました。

ア 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	74,920,219	749,447	2.00
	当中間連結会計期間	78,031,159	768,463	1.97
うち貸出金	前中間連結会計期間	51,793,851	546,240	2.11
	当中間連結会計期間	53,448,176	563,278	2.11
うち有価証券	前中間連結会計期間	17,484,421	142,827	1.63
	当中間連結会計期間	21,141,641	164,588	1.56
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	854,841	9,629	2.25
	当中間連結会計期間	381,996	3,059	1.60
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	63,945	180	0.57
	当中間連結会計期間	23,323	69	0.60
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	1,217,962	4,142	0.68
	当中間連結会計期間	319,468	1,782	1.12
うち預け金	前中間連結会計期間	1,951,449	20,798	2.13
	当中間連結会計期間	1,160,852	7,918	1.36
資金調達勘定	前中間連結会計期間	78,044,740	251,833	0.65
	当中間連結会計期間	84,116,714	254,840	0.61
うち預金	前中間連結会計期間	65,536,136	122,942	0.38
	当中間連結会計期間	66,154,430	115,078	0.35
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	2,456,309	6,928	0.56
	当中間連結会計期間	2,853,545	9,112	0.64
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	1,775,304	4,576	0.52
	当中間連結会計期間	2,941,209	8,209	0.56
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	41,029	112	0.55
	当中間連結会計期間	201,025	597	0.59
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	1,637,532	18,397	2.25
	当中間連結会計期間	4,714,141	44,575	1.89
うち借入金	前中間連結会計期間	2,728,188	33,045	2.42
	当中間連結会計期間	3,577,381	46,212	2.58
うち短期社債	前中間連結会計期間	2,420	8	0.67
	当中間連結会計期間			
うち社債	前中間連結会計期間	3,596,768	36,062	2.01
	当中間連結会計期間	3,442,142	34,380	2.00

- (注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。
 2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。
 3 無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間767,076百万円、当中間連結会計期間810,399百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。
 4 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(前中間連結会計期間2,564百万円、当中間連結会計期間7,810百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間2,564百万円、当中間連結会計期間7,810百万円)及び利息(前中間連結会計期間4百万円、当中間連結会計期間15百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

イ 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	12,831,606	356,076	5.55
	当中間連結会計期間	16,063,275	340,952	4.25
うち貸出金	前中間連結会計期間	8,648,760	237,682	5.50
	当中間連結会計期間	11,432,111	259,301	4.54
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,125,744	34,775	6.18
	当中間連結会計期間	1,435,809	22,209	3.09
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	255,133	6,978	5.47
	当中間連結会計期間	421,490	6,044	2.87
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	264,308	4,077	3.09
	当中間連結会計期間	213,736	1,688	1.58
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	2,168,044	46,482	4.29
	当中間連結会計期間	1,836,923	25,123	2.74
資金調達勘定	前中間連結会計期間	9,351,128	246,351	5.27
	当中間連結会計期間	10,091,311	207,886	4.12
うち預金	前中間連結会計期間	7,723,565	156,022	4.04
	当中間連結会計期間	7,605,115	90,622	2.38
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	699,180	19,604	5.61
	当中間連結会計期間	749,722	16,860	4.50
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	311,950	7,062	4.53
	当中間連結会計期間	593,957	7,230	2.43
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	112,325	2,892	5.15
	当中間連結会計期間	487,574	4,499	1.85
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	181,534	4,795	5.28
	当中間連結会計期間	356,730	8,210	4.60
うち短期社債	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち社債	前中間連結会計期間	308,609	9,964	6.46
	当中間連結会計期間	280,374	9,076	6.47

(注) 1 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の在外連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

3 無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間73,509百万円、当中間連結会計期間83,339百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

ウ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 ()	合計	小計	相殺消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	87,751,826	1,073,676	86,678,149	1,105,524	32,676	1,072,847	2.48
	当中間連結会計期間	94,094,435	1,573,160	92,521,275	1,109,416	41,174	1,068,241	2.31
うち貸出金	前中間連結会計期間	60,442,611	869,058	59,573,552	783,923	21,765	762,157	2.56
	当中間連結会計期間	64,880,288	1,215,237	63,665,050	822,579	33,337	789,242	2.48
うち有価証券	前中間連結会計期間	18,610,166		18,610,166	177,602	8,781	168,821	1.81
	当中間連結会計期間	22,577,450		22,577,450	186,798	4,812	181,985	1.61
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	1,109,974		1,109,974	16,607		16,607	2.99
	当中間連結会計期間	803,487		803,487	9,104		9,104	2.27
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	328,254		328,254	4,258		4,258	2.59
	当中間連結会計期間	237,060		237,060	1,758		1,758	1.48
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	1,217,962		1,217,962	4,142		4,142	0.68
	当中間連結会計期間	319,468		319,468	1,782		1,782	1.12
うち預け金	前中間連結会計期間	4,119,493	202,691	3,916,801	67,280	2,129	65,150	3.33
	当中間連結会計期間	2,997,776	357,158	2,640,617	33,041	2,740	30,301	2.30
資金調達勘定	前中間連結会計期間	87,395,869	1,073,869	86,322,000	498,184	23,897	474,287	1.10
	当中間連結会計期間	94,208,026	1,573,371	92,634,654	462,726	36,363	426,363	0.92
うち預金	前中間連結会計期間	73,259,702	202,800	73,056,901	278,965	2,129	276,835	0.76
	当中間連結会計期間	73,759,546	357,369	73,402,176	205,701	2,740	202,960	0.55
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	3,155,490		3,155,490	26,532		26,532	1.68
	当中間連結会計期間	3,603,267		3,603,267	25,972		25,972	1.44
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	2,087,255		2,087,255	11,638		11,638	1.12
	当中間連結会計期間	3,535,166		3,535,166	15,440		15,440	0.87
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	153,354		153,354	3,005		3,005	3.92
	当中間連結会計期間	688,599		688,599	5,097		5,097	1.48
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	1,637,532		1,637,532	18,397		18,397	2.25
	当中間連結会計期間	4,714,141		4,714,141	44,575		44,575	1.89
うち借入金	前中間連結会計期間	2,909,723	869,142	2,040,580	37,841	21,767	16,073	1.58
	当中間連結会計期間	3,934,112	1,215,237	2,718,874	54,423	33,623	20,800	1.53
うち短期社債	前中間連結会計期間	2,420		2,420	8		8	0.67
	当中間連結会計期間							
うち社債	前中間連結会計期間	3,905,378		3,905,378	46,027		46,027	2.36
	当中間連結会計期間	3,722,516		3,722,516	43,456		43,456	2.33

- (注) 1 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額()」欄に表示しております。
- 2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。
- 3 無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間840,477百万円、当中間連結会計期間893,527百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。
- 4 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(前中間連結会計期間2,564百万円、当中間連結会計期間7,810百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間2,564百万円、当中間連結会計期間7,810百万円)及び利息(前中間連結会計期間4百万円、当中間連結会計期間15百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は前中間連結会計期間比11億円減少して2,669億円、一方役務取引等費用は同19億円増加して660億円となったことから、役務取引等収支は同31億円の減益となる2,008億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の役務取引等収益は前中間連結会計期間比135億円減少して2,201億円、一方役務取引等費用は同12億円増加して610億円となったことから、役務取引等収支は同148億円の減益となる1,590億円となりました。

海外の役務取引等収益は前中間連結会計期間比123億円増加して473億円、一方役務取引等費用は同4億円増加して52億円となったことから、役務取引等収支は同118億円の増益となる421億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	233,692	34,967	528	268,131
	当中間連結会計期間	220,109	47,354	528	266,935
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	12,196	21,802		33,999
	当中間連結会計期間	11,586	34,484		46,070
うち為替業務	前中間連結会計期間	62,814	4,630	0	67,444
	当中間連結会計期間	62,649	4,833	0	67,483
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	6,350	67		6,417
	当中間連結会計期間	9,389	0		9,390
うち代理業務	前中間連結会計期間	8,434	178		8,612
	当中間連結会計期間	7,625	0		7,625
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	3,815	2		3,817
	当中間連結会計期間	3,701	2		3,704
うち保証業務	前中間連結会計期間	20,338	2,295	174	22,460
	当中間連結会計期間	21,579	2,791	142	24,228
うちクレジットカード 関連業務	前中間連結会計期間	3,405			3,405
	当中間連結会計期間	3,392			3,392
役務取引等費用	前中間連結会計期間	59,778	4,760	374	64,165
	当中間連結会計期間	61,049	5,250	225	66,075
うち為替業務	前中間連結会計期間	13,115	2,031	66	15,081
	当中間連結会計期間	13,470	1,746	71	15,144

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額()」欄に表示しております。

国内・海外別特定取引の状況

ア 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は前中間連結会計期間比1,038億円減少して37億円、一方特定取引費用は同138億円増加したことから、特定取引収支は同1,176億円の減益となる100億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の特定取引収益は前中間連結会計期間比969億円減少して87億円、一方特定取引費用は同209億円増加して224億円となったことから、特定取引収支は同1,178億円の減益となる137億円となりました。

海外の特定取引収益は前中間連結会計期間比24億円減少して55億円、一方特定取引費用は同26億円減少して17億円となったことから、特定取引収支は同1億円の増益となる37億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	105,604	7,974	5,927	107,651
	当中間連結会計期間	8,701	5,546	10,448	3,798
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	960	362		1,322
	当中間連結会計期間	197	96		293
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	291	153		445
	当中間連結会計期間				
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	100,834	7,457	5,927	102,364
	当中間連結会計期間	4,998	5,450	10,448	
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	3,518			3,518
	当中間連結会計期間	3,504			3,504
特定取引費用	前中間連結会計期間	1,538	4,389	5,927	
	当中間連結会計期間	22,471	1,778	10,448	13,800
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	646			646
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	1,538	4,389	5,927	
	当中間連結会計期間	21,824	1,778	10,448	13,154
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額()」欄に表示しております。

イ 特定取引資産・負債の内訳(未残)

当中間連結会計期間末の特定取引資産残高は前中間連結会計期間末比3,366億円増加して3兆8,021億円、特定取引負債残高は同1,398億円増加して2兆3,000億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の特定取引資産残高は前中間連結会計期間末比1,871億円増加して3兆1,343億円、特定取引負債残高は同728億円増加して1兆7,501億円となりました。

海外の特定取引資産残高は前中間連結会計期間末比1,535億円増加して6,973億円、特定取引負債残高は同711億円増加して5,794億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	2,947,143	543,743	25,365	3,465,521
	当中間連結会計期間	3,134,334	697,310	29,501	3,802,142
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	47,462	45,704		93,167
	当中間連結会計期間	81,445	12,489		93,935
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	2,693			2,693
	当中間連結会計期間	139			139
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	7,488			7,488
	当中間連結会計期間	12,098			12,098
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	1,852,361	498,039	25,365	2,325,034
	当中間連結会計期間	1,982,408	684,820	29,501	2,637,727
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間	1,037,137			1,037,137
	当中間連結会計期間	1,058,241			1,058,241
特定取引負債	前中間連結会計期間	1,677,342	508,295	25,365	2,160,272
	当中間連結会計期間	1,750,172	579,410	29,501	2,300,080
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	2,909	7,038		9,948
	当中間連結会計期間	14,717	6,025		20,742
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	2,708			2,708
	当中間連結会計期間	136			136
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	7,548			7,548
	当中間連結会計期間	12,236			12,236
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	1,664,176	501,256	25,365	2,140,066
	当中間連結会計期間	1,723,081	573,385	29,501	2,266,965
うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額()」欄に表示しております。

国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	65,742,534	7,230,459	72,972,993
	当中間連結会計期間	66,328,177	7,302,054	73,630,232
うち流動性預金	前中間連結会計期間	40,663,382	5,946,845	46,610,228
	当中間連結会計期間	39,802,497	5,833,664	45,636,161
うち定期性預金	前中間連結会計期間	21,586,819	1,276,388	22,863,208
	当中間連結会計期間	22,393,425	1,462,005	23,855,431
うちその他	前中間連結会計期間	3,492,331	7,224	3,499,556
	当中間連結会計期間	4,132,254	6,384	4,138,639
譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,928,844	651,948	2,580,792
	当中間連結会計期間	2,419,912	841,765	3,261,678
総合計	前中間連結会計期間	67,671,378	7,882,407	75,553,785
	当中間連結会計期間	68,748,090	8,143,820	76,891,910

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。

3 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

4 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・海外別貸出金残高の状況
ア 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年9月30日現在		平成20年9月30日現在	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
	金額(百万円)	(%)	金額(百万円)	(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	52,511,089	100.00	52,909,375	100.00
製造業	5,629,927	10.72	5,755,483	10.88
農業、林業、漁業及び鉱業	138,498	0.26	110,967	0.21
建設業	1,415,533	2.70	1,219,814	2.31
運輸、情報通信、公益事業	2,939,866	5.60	3,204,580	6.06
卸売・小売業	5,415,726	10.31	5,147,110	9.73
金融・保険業	5,551,613	10.57	5,547,021	10.47
不動産業	8,003,261	15.24	7,588,347	14.34
各種サービス業	6,072,703	11.56	5,881,812	11.12
地方公共団体	633,009	1.22	781,875	1.48
その他	16,710,946	31.82	17,672,360	33.40
海外及び特別国際金融取引勘定分	8,700,388	100.00	11,460,137	100.00
政府等	42,466	0.49	31,509	0.27
金融機関	538,477	6.19	959,845	8.38
商工業	7,296,212	83.86	9,353,491	81.62
その他	823,232	9.46	1,115,291	9.73
合計	61,211,477		64,369,513	

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。

イ 外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高
		金額(百万円)
平成19年9月30日	アルゼンチン	3
	合計	3
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.00)
平成20年9月30日	アルゼンチン	4
	合計	4
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.00)

(注) 対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を引き当てる特定海外債権引当勘定の引当対象とされる債権残高を掲げております。

国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	7,222,497		7,222,497
	当中間連結会計期間	8,500,136		8,500,136
地方債	前中間連結会計期間	528,068		528,068
	当中間連結会計期間	395,022		395,022
社債	前中間連結会計期間	3,822,223		3,822,223
	当中間連結会計期間	3,825,423		3,825,423
株式	前中間連結会計期間	4,223,554		4,223,554
	当中間連結会計期間	3,318,361		3,318,361
その他の証券	前中間連結会計期間	3,254,229	1,246,256	4,500,486
	当中間連結会計期間	3,793,897	1,617,457	5,411,355
合計	前中間連結会計期間	19,050,573	1,246,256	20,296,830
	当中間連結会計期間	19,832,840	1,617,457	21,450,298

- (注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。
2 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。
3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(4) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、提出会社1社であります。

信託財産の運用 / 受入の状況(信託財産残高表)

資産						
科目	前中間連結会計期間 (平成19年9月30日現在)		当中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)		前連結会計年度 (平成20年3月31日現在)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
貸出金	4,150	0.40	222,540	16.69	223,740	19.03
有価証券	285,533	27.78	349,145	26.18	273,504	23.27
受託有価証券	3,274	0.32	3,412	0.25	3,451	0.30
金銭債権	660,147	64.23	620,628	46.54	571,072	48.57
有形固定資産	84	0.01			25	0.00
無形固定資産			126	0.01		
その他債権	1,332	0.13	2,703	0.20	1,318	0.11
コールローン			225	0.02	263	0.02
銀行勘定貸	45,893	4.46	106,932	8.02	80,796	6.87
現金預け金	27,401	2.67	26,467	1.98	20,000	1.70
その他			1,462	0.11	1,540	0.13
合計	1,027,818	100.00	1,333,644	100.00	1,175,711	100.00

負債						
科目	前中間連結会計期間 (平成19年9月30日現在)		当中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)		前連結会計年度 (平成20年3月31日現在)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
金銭信託	351,198	34.17	465,474	34.90	354,058	30.11
金銭信託以外の金銭の信託	45	0.00	220,150	16.51	223,130	18.98
有価証券の信託	3,274	0.32	3,428	0.26	3,462	0.30
金銭債権の信託	560,068	54.49	553,396	41.49	501,920	42.69
包括信託	113,230	11.02	89,732	6.73	91,600	7.79
その他の信託			1,462	0.11	1,540	0.13
合計	1,027,818	100.00	1,333,644	100.00	1,175,711	100.00

(注) 1 共同信託他社管理財産はありません。

2 元本補てん契約のある信託については取り扱っておりません。

貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前中間連結会計期間 (平成19年9月30日現在)		当中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	1,000	24.10		
農業、林業、漁業及び鉱業			100,000	44.94
建設業				
運輸、情報通信、公益事業	1,450	34.94	840	0.38
卸売・小売業				
金融・保険業	1,200	28.91	1,200	0.54
不動産業			120,000	53.92
各種サービス業	500	12.05	500	0.22
地方公共団体				
その他				
合計	4,150	100.00	222,540	100.00

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	718,492	735,053	16,561
(除く国債等債券損益)	(724,741)	(739,613)	(14,872)
うち信託報酬	2,239	1,244	995
経費(除く臨時処理分)	327,587	356,566	28,979
人件費	107,258	121,669	14,411
物件費	200,867	216,070	15,203
税金	19,462	18,825	637
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	390,904	378,486	12,418
(除く国債等債券損益)	(397,153)	(383,047)	(14,106)
一般貸倒引当金繰入額	7,784	3,729	4,055
業務純益	383,119	374,757	8,362
うち国債等債券損益	6,249	4,560	1,689
臨時損益	225,270	252,649	27,379
不良債権処理額	106,441	220,414	113,973
株式等損益	103,816	17,184	86,632
株式等売却益	8,224	5,412	2,812
株式等売却損	546	587	41
株式等償却	111,494	22,009	89,485
その他臨時損益	15,012	15,049	37
経常利益	157,849	122,108	35,741
特別損益	2,639	1,228	1,411
うち固定資産処分損益	450	60	510
うち減損損失	3,095	1,168	1,927
うち償却債権取立益	6	0	6
税引前中間純利益	155,209	120,879	34,330
法人税、住民税及び事業税	7,210	7,152	58
法人税等調整額	84,200	33,332	50,868
中間純利益	63,798	80,394	16,596

与信関係費用	+ -	114,220	224,143	109,923
一般貸倒引当金繰入額		7,784	3,729	4,055
貸出金償却		59,177	119,444	60,267
個別貸倒引当金繰入額		44,500	86,407	41,907
貸出債権売却損等		4,703	14,563	9,860
特定海外債権引当勘定繰入額		1,941	0	1,941
償却債権取立益		6	0	6

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 信託報酬 + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

3 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

4 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 国債等債券損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回り	1.78	1.76	0.02
貸出金利回り	2.00	2.01	0.01
有価証券利回り	1.37	1.20	0.17
(2) 資金調達原価	1.21	1.29	0.08
資金調達利回り	0.36	0.39	0.03
預金等利回り	0.22	0.26	0.04
外部負債利回り	0.71	0.66	0.05
経費率	0.85	0.90	0.05
(3) 総資金利鞘	-	0.57	0.47
預貸金利鞘	-	1.78	1.75

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」 = コールマネー + 売現先勘定 + 債券貸借取引受入担保金 + 売渡手形 + コマーシャル・ペーパー + 借入金

3 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 銀行勘定

預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	66,379,291	66,918,037	538,746
預金(平残)	66,468,256	66,619,650	151,394
貸出金(未残)	55,025,706	58,541,953	3,516,247
貸出金(平残)	53,538,562	57,775,858	4,237,296

(注) 預金には譲渡性預金を含めておりません。

個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	33,582,089	34,299,041	716,952
法人	28,537,903	29,256,628	718,725
合計	62,119,992	63,555,669	1,435,677

(注) 本支店間未達勘定整理前の計数であり、譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	14,442,717	14,688,739	246,022
住宅ローン残高	13,507,255	13,759,387	252,132
その他ローン残高	935,461	929,351	6,110

中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	36,338,166	35,648,677	689,489
総貸出金残高	百万円	48,045,111	48,306,794	261,683
中小企業等貸出金比率	/ %	75.63	73.79	1.84
中小企業等貸出先件数	件	1,902,063	1,926,868	24,805
総貸出先件数	件	1,906,374	1,931,152	24,778
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.77	99.77	0.00

(注) 1 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(2) 信託勘定

元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高
該当ありません。

元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高
該当ありません。

消費者ローン残高
該当ありません。

中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,450	840	610
総貸出金残高	百万円	4,150	222,540	218,390
中小企業等貸出金比率	/ %	34.93	0.37	34.55
中小企業等貸出先件数	件	3	2	1
総貸出先件数	件	6	6	
中小企業等貸出先件数比率	/ %	50.00	33.33	16.67

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、平成20年3月31日から先進的計測手法を採用しております。なお、平成19年9月30日は基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	664,986	664,986
	うち非累積的永久優先株(注) 1		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	1,603,512	1,603,512
	利益剰余金	753,192	937,845
	自己株式()		
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	74,613	78,558
	その他有価証券の評価差損()		
	為替換算調整勘定	15,571	56,178
	新株予約権	27	56
	連結子会社の少数株主持分	1,394,544	1,664,060
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券()	1,151,737	1,409,104
	営業権相当額()	3	1
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	41,372	42,602
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()		
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	4,284,702	4,693,121
	繰延税金資産の控除金額()(注) 2		
計 (A)	4,284,702	4,693,121	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注) 3	527,987	463,820	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	689,175	267,589
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	39,163	37,209
	一般貸倒引当金	40,867	50,165
	適格引当金が期待損失額を上回る額	212,471	35,825
	負債性資本調達手段等	2,507,177	2,368,389
	うち永久劣後債務(注) 4	1,055,578	870,112
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注) 5	1,451,598	1,498,277
	計	3,488,855	2,759,179
うち自己資本への算入額 (B)	3,488,855	2,759,179	

項目		平成19年 9月30日	平成20年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務		
	うち自己資本への算入額 (C)		
控除項目	控除項目(注) 6 (D)	383,831	364,253
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	7,389,727	7,088,047
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	46,718,754	46,603,804
	オフ・バランス取引等項目	10,508,263	9,842,851
	信用リスク・アセットの額 (F)	57,227,017	56,446,656
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) (G)	362,303	274,120
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	28,984	21,929
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)	3,691,228	2,798,115
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	295,298	223,849
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて 得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5 を乗じて得た額 (K)		
	計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	61,280,548	59,518,891
連結自己資本比率(国際統一基準) = E / L × 100(%)		12.05%	11.90%
(参考)Tier 1 比率 = A / L × 100(%)		6.99%	7.88%

- (注) 1 資本金の「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、基本的項目に含まれる非累積的永久優先株の額は平成19年9月30日現在210,003百万円、平成20年9月30日現在210,003百万円であります。
- 2 繰延税金資産の純額に相当する額は平成19年9月30日現在794,575百万円、平成20年9月30日現在931,945百万円であります。また、基本的項目への繰延税金資産の算入上限額は平成19年9月30日現在1,285,410百万円、平成20年9月30日現在938,624百万円であります。
- 3 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 4 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
(4) 利払い義務の延期が認められるものであること。
- 5 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 6 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	664,986	664,986
	うち非累積的永久優先株(注) 1		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	665,033	665,033
	その他資本剰余金	702,514	702,514
	利益準備金		
	その他利益剰余金	824,151	960,713
	その他()	921,300	975,468
	自己株式()		
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	74,613	78,558
	その他有価証券の評価差損()		
	新株予約権		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	41,372	42,602
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()		4,731
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	3,662,001	3,842,825
	繰延税金資産の控除金額()(注) 2		89,888
計 (A)	3,662,001	3,752,936	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注) 3	515,487	451,320	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	683,006	271,551
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	32,717	30,720
	一般貸倒引当金		
	適格引当金が期待損失額を上回る額	120,404	
	負債性資本調達手段等(注) 4	2,651,913	2,715,287
	うち永久劣後債務(注) 5	1,043,578	853,112
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注) 6	1,384,598	1,426,277
	計	3,488,042	3,017,559
	うち自己資本への算入額 (B)	3,488,042	3,017,559

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務		
	うち自己資本への算入額 (C)		
控除項目	控除項目(注) 7 (D)	335,470	270,538
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	6,814,573	6,499,957
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	41,649,750	41,656,319
	オフ・バランス取引等項目	8,894,519	8,243,472
	信用リスク・アセットの額 (F)	50,544,270	49,899,792
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) (G)	257,311	199,528
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	20,584	15,962
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)	3,042,353	1,864,574
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	243,388	149,165
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて 得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5 を乗じて得た額 (K)		
計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	53,843,935	51,963,894	
単体自己資本比率(国際統一基準) = E / L × 100 (%)		12.65%	12.50%
(参考)Tier 1 比率 = A / L × 100 (%)		6.80%	7.22%

- (注) 1 資本金の「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、基本的項目に含まれる非累積的永久優先株の額は平成19年9月30日現在210,003百万円、平成20年9月30日現在210,003百万円であります。
- 2 繰延税金資産の純額に相当する額は平成19年9月30日現在775,698百万円、平成20年9月30日現在858,453百万円であります。また、基本的項目への繰延税金資産の算入上限額は平成19年9月30日現在1,098,600百万円、平成20年9月30日現在768,565百万円であります。
- 3 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 4 「負債性資本調達手段等」には、告示第17条第3項に基づく海外特別目的会社の発行する優先出資証券の基本的項目への算入限度を超過するもののうち、補完的項目の算入対象となる額を平成19年9月30日現在223,736百万円、平成20年9月30日現在435,897百万円含めて記載しております。
- 5 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること。
- 6 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 7 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(※) 「連結自己資本比率(国際統一基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」は、当行及び株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している以下9件の優先出資証券であります。また、「単体自己資本比率(国際統一基準)」における「基本的項目」の中の「その他」には、当行の海外特別目的会社が発行している8件の優先出資証券が含まれております。

なお、当行は、平成20年11月19日開催の取締役会において、Sakura Preferred Capital (Cayman) Limitedが発行した優先出資証券を平成21年1月26日を予定日として全額償還することを承認する決議をしております。

1. 当行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	SB Equity Securities (Cayman), Limited (“SBES”)	Sakura Preferred Capital (Cayman) Limited (“SPCL”)
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず
任意償還	平成21年6月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	340,000百万円 Series A-1 315,000百万円 Series A-2 5,000百万円 Series B 20,000百万円	283,750百万円 Initial Series 258,750百万円 Series B 25,000百万円
払込日	Series A-1 平成11年2月26日 Series A-2 平成11年3月26日 Series B 平成11年3月1日	Initial Series 平成10年12月24日 Series B 平成11年3月30日
配当率	Series A-1 変動(金利ステップ・アップなし) Series A-2 変動(金利ステップ・アップなし) Series B 固定(ただし平成21年6月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)	Initial Series 変動(金利ステップ・アップなし) Series B 変動(金利ステップ・アップなし)
配当日	毎年6月・12月の最終営業日	毎年7月24日と1月24日 (休日の場合は翌営業日)
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 「損失吸収事由 ^{(注)1} 」が発生した場合 当行優先株式 ^{(注)2} への配当が停止された場合 当行の配当可能利益が、当行優先株式 ^{(注)2} 及びSB Treasury Company L. L. C. (以下、「SBTC-LLC」という。)が発行した優先出資証券への年間配当予定額の合計額以下となる場合 当行普通株式への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券 ^{(注)3} への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 当行優先株式 ^{(注)2} について当行直近事業年度にかかる配当が一切支払われなかった場合 当行自己資本比率が規制上必要な比率を下回った場合(ただし、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) 当行が発行会社に対し配当不払いの通知をした場合(ただし、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) 当行が支払不能若しくは債務超過である旨の通知を当行が発行会社に行った場合
配当制限	当行優先株式 ^{(注)2} への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^{(注)3} への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式 ^{(注)2} への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^{(注)3} への配当も同じ割合で減額される。
分配可能金額制限	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当額は、当行の配当可能利益／予想配当可能利益から、当行優先株式 ^{(注)2} 及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額を差し引いた、残余额の範囲内であればならない ^{(注)4(注)5} 。	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当金は、直近事業年度の当行分配可能額(当行優先株式 ^{(注)2} への配当があればその額を控除した額)の範囲内で支払われる ^{(注)6} 。
強制配当	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、同事業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の6月における配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」ないし、「配当制限」及び「分配可能金額制限」の制限に服する。	当行直近事業年度の当行普通株式の中間又は期末配当が支払われた場合には同事業年度末以降連続する2配当支払日(同年度末を含む暦年の7月及び翌暦年の1月)における配当が全額なされる。ただし、上記の「配当停止条件」及び「分配可能金額制限」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当行優先株式 ^{(注)2} と同格	当行優先株式 ^{(注)2} と同格

(注) 1 損失吸収事由

当行につき、自己資本比率/Tier1比率の最低水準未達、債務不履行、債務超過、または「管理変更事由」(a)清算事由<清算、破産または清算的公司更生>の発生、(b)会社更生、会社整理等の手続開始、(c)監督当局が、当行が支払不能または債務超過の状態にあること、または当行を公的管理に置くことを公表が発生すること。ただし の場合は、配当を停止するかどうかは当行の任意。

2 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当行優先株式。今後発行される当行優先株式を含む。

3 本優先出資証券

当該発行体が今後新たに優先出資証券を発行した場合は、当該新発優先出資証券を含む。

4 SBESの分配可能金額制限における予想配当可能利益の勘案

当該現事業年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、前事業年度末の当行の配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内であっても、当該現事業年度の翌事業年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、当該現事業年度末の当行の予想配当可能利益を基に計算した残余額を超える見込みである場合には、当該現事業年度における本優先出資証券への配当は、現事業年度末の予想配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内で支払われる。

5 SBES以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の分配可能金額制限

SBES以外の当行連結子会社が、本優先出資証券と実質的に同条件の優先出資証券(「案配当証券」)を発行している場合は、本優先出資証券への年間配当額は、案配当証券がなければその限度額となる「残余額」に、本優先出資証券への年間配当予定額を分子、本優先出資証券への年間配当予定額と案配当証券への年間配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。

6 SPCL以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の分配可能金額制限

SPCL以外の当行連結子会社が、配当受領権において当行優先株式と同格の証券を発行している場合は、本優先出資証券への配当額は、直近事業年度の当行分配可能額(当行優先株式への配当があればその額を控除した額)に、本優先出資証券への配当予定額を分子、本優先出資証券への配当予定額と当該連結子会社が発行する証券への配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。

発行体	SMBC Preferred Capital USD 1 Limited	SMBC Preferred Capital GBP 1 Limited	SMBC Preferred Capital JPY 1 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成29年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	平成29年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	平成30年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,650百万米ドル	500百万英ポンド	135,000百万円
払込日	平成18年12月18日	平成18年12月18日	平成20年2月7日
配当率	固定 (ただし平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成30年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	平成29年1月までは毎年1月25日 平成29年7月以降は毎年1月25日及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 当行に「清算事由(注)1」又は「支払不能事由(注)2」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由(注)3」に抵触する場合、又は、当行優先株式(注)4が存在しない状況で当行普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 当行に「清算事由(注)1」又は「支払不能事由(注)2」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由(注)3」に抵触する場合、又は、当行優先株式(注)4が存在しない状況で当行普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 当行に「清算事由(注)1」又は「支払不能事由(注)2」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由(注)3」に抵触する場合、又は、当行優先株式(注)4が存在しない状況で当行普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。
配当制限	当行優先株式(注)4への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当行優先株式(注)4への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当行優先株式(注)4への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。
分配可能額制限	「分配可能額(注)5」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額(注)6」に等しい金額となる。	「分配可能額(注)5」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額(注)6」に等しい金額となる。	「分配可能額(注)5」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額(注)6」に等しい金額となる。
強制配当	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当行優先株式(注)4と同格	当行優先株式(注)4と同格	当行優先株式(注)4と同格

(注) 1 清算事由

清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。

2 支払不能事由

債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当行が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。

3 監督事由

当行の自己資本比率またはTier1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。

4 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当行優先株式。今後発行される当行優先株式を含む。

5 分配可能額

直前に終了した当行の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度の末時点での当行の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額または支払われる予定の配当額、及び、当該事業年度において到来するすべての配当支払日に支払われるべきSBTC-LLCの配当総額を差し引いた額をいう。

6 処分可能分配可能額

当該事業年度中に支払われる本優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、本優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、本優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各本優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

発行体	SMBC Preferred Capital USD 2 Limited	SMBC Preferred Capital USD 3 Limited	SMBC Preferred Capital GBP 2 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成25年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成30年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成41年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,800百万米ドル	1,350百万米ドル	250百万英ポンド
払込日	平成20年5月12日	平成20年7月18日	平成20年7月18日
配当率	固定	固定 (ただし、平成30年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成41年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日	平成41年1月までは毎年1月25日 平成41年7月以降は毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 当行に「清算事由 ^{(注)1} 」又は「支払不能事由 ^{(注)2} 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^{(注)3} 」に抵触する場合、又は、当行優先株式 ^{(注)4} が存在しない状況で当行普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 当行に「清算事由 ^{(注)1} 」又は「支払不能事由 ^{(注)2} 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^{(注)3} 」に抵触する場合、又は、当行優先株式 ^{(注)4} が存在しない状況で当行普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 当行に「清算事由 ^{(注)1} 」又は「支払不能事由 ^{(注)2} 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^{(注)3} 」に抵触する場合、又は、当行優先株式 ^{(注)4} が存在しない状況で当行普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。
配当制限	当行優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当行優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当行優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。
分配可能額制限	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。
強制配当	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当行優先株式 ^{(注)4} と同格	当行優先株式 ^{(注)4} と同格	当行優先株式 ^{(注)4} と同格

(注) 1 清算事由

清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。

2 支払不能事由

債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当行が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。

3 監督事由

当行の自己資本比率またはTier1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。

4 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当行優先株式。今後発行される当行優先株式を含む。

5 分配可能額

直前に終了した当行の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度の末時点での当行の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額または支払われる予定の配当額、及び、当該事業年度において到来するすべての配当支払日に支払われるべきSBTC-LLCの配当総額を差し引いた額をいう。

6 処分可能分配可能額

当該事業年度中に支払われる本優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、本優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、本優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各本優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

2. 株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	KUBC Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」という。)
償還期限	定めず
任意償還	平成24年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	125億円
払込日	平成19年1月25日
配当率	固定 (ただし平成29年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、100ペーシス・ポイントのステップ・アップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成19年7月25日) 該当日が営業日でない場合は直後の営業日
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^{(注)1} に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対し支払不能証明書 ^{(注)2} を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間 ^{(注)3} 中に到来し、かつ、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示 ^{(注)4} を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示 ^{(注)5} を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間 ^{(注)6} 中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示 ^{(注)4} 若しくは配当減額指示 ^{(注)7} がある場合には、それぞれ制限を受ける。
配当制限	ある事業年度中のいずれかの日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^{(注)1} に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^{(注)1} について当該事業年度中の日を基準日として株式会社関西アーバン銀行が宣言し、かつ確定した配当金額(上記一部配当金額を含む。)の合計金額の、かかる株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^{(注)1} の配当金全額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金全額を按分した金額を上限とする。 株式会社関西アーバン銀行のある事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^{(注)1} に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。
分配可能金額制限	本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内でなければならない。 (1) 7月に到来する配当支払日(「前期配当支払日」)に関しては、株式会社関西アーバン銀行の分配可能額から下記(A)、(B)及び(C)に記載の金額を控除した金額 (A) 直前に終了した株式会社関西アーバン銀行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (B) 株式会社関西アーバン銀行の子会社(発行会社を除く。)が発行した証券で株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当及びその他の分配金の金額 (C) 配当同順位株式 ^{(注)8} (もしあれば)の配当で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当の金額 (2) 前期配当支払日の翌年1月に到来する配当支払日(「後期配当支払日」)に関しては、上記(1)に記載の金額から下記(x)、(y)及び(z)に記載の金額を控除した金額 (x) (後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (y) 前期配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額 (z) (後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める証券の保有者に対して支払う旨宣言された配当の金額
強制配当	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として、株式会社関西アーバン銀行が株式会社関西アーバン銀行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。)。強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示 ^{(注)5} 又は配当減額指示 ^{(注)7} がなされているかどうかには関わりなく実施される。 (1) 支払不能証明書 ^{(注)2} が交付されていないこと (2) 分配制限に服すること (3) 当該配当支払日が監督期間 ^{(注)3} 中に到来する場合には、監督期間配当指示 ^{(注)4} に服すること (4) 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間 ^{(注)6} 中に到来するものでないこと
残余財産分配請求権	1口あたり10,000,000円

(注) 1 株式会社関西アーバン銀行最優先株式

株式会社関西アーバン銀行が自ら直接発行した優先株式で、自己資本の基本的項目に算入され、配当に関する順位が最も優先する優先株式。

2 支払不能証明書

株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態であるか、株式会社関西アーバン銀行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態になる場合に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して交付する証明書。

支払不能状態とは、(x)株式会社関西アーバン銀行がその債務を支払期日に返済できないか、若しくはできなくなる状態(日本の破産法上の「支払不能」を意味する。)、あるいは株式会社関西アーバン銀行の負債(上記劣後ローン契約上の債務を除くとともに、株式会社関西アーバン銀行の基本的項目に関連する債務で、残余財産分配の優先順位において上記劣後ローン契約上の債務と同等又は劣後するものを除く。)が株式会社関西アーバン銀行の資産を超えるか、若しくは上記劣後ローンの利息の支払を行うことにより(発行会社の普通株式に関する配当が株式会社関西アーバン銀行に対して行われることによる影響を考慮しても)を超える状態、又は(y)金融庁、その他日本において金融監督を担う行政機関が銀行が支払不能である旨判断し、その判断に基づき、法令に基づく措置を株式会社関西アーバン銀行に関して取ったことをいう。

3 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間。

監督事由とは、株式会社関西アーバン銀行が、金融商品取引法により内閣総理大臣に提出することが要求される有価証券報告書若しくは半期報告書に係る事業年度末又は半期末において日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される株式会社関西アーバン銀行の自己資本比率又は自己資本の基本的項目比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

4 監督期間配当指示

配当支払日が監督期間中に到来する場合に、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに発行会社に対してする、(a)当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示、又は、(b)配当の宣言及び支払を、発行会社が本優先出資証券に対して支払ったであろう金額の100%に満たない割合に制限する旨の指示。

5 配当不払指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

6 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間。

清算事由とは、(a)日本法に基づき株式会社関西アーバン銀行の清算手続が開始された場合(会社法に基づく株式会社関西アーバン銀行の特別清算手続を含む。)

又は(b)日本の管轄裁判所が(x)日本の破産法に基づき株式会社関西アーバン銀行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは(y)日本の会社更生法に基づき株式会社関西アーバン銀行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

7 配当減額指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に満額配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

8 配当同順位株式

配当の支払において本優先出資証券と同順位であることが明示的に定められた発行会社の優先株式(本優先出資証券を除く。)

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日現在	平成20年9月30日現在
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,093	2,691
危険債権	3,404	5,258
要管理債権	3,239	2,820
正常債権	619,646	653,434

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

サブプライムローン問題に端を発する金融市場の混乱と、世界的な景気減速懸念の高まりを受け、当行グループを巡る事業環境は厳しさを増しております。当行グループは、平成20年度を、「不透明・不確実な環境変化に適切に対応しつつ、着実に前進する年」と位置付け、引き続き、潜在的な損失発生・拡大の芽に早期に対処するとともに、限りある経営資源を成長分野に傾斜投入し、中長期的な成長の実現に向け、中期経営計画で掲げた「成長事業領域の重点的強化」及び「持続的成長に向けた企業基盤の整備」の2点に着実に取り組んでまいります。

(1) 成長事業領域の重点的強化

(個人向け金融コンサルティングビジネス、支払・決済・消費者金融ファイナンス)

個人のお客さまにつきましては、まず、金融コンサルティングビジネスを一段と高度化し、多様な金融サービスをワンストップでご提供する「トータルコンサルティング」を実現してまいります。具体的には、昨年12月に銀行等による保険販売が全面解禁されたことを受けて取扱いを開始いたしました終身、定期、医療等の6種類の保険商品、投資信託、個人年金保険、SMBCフレンド証券株式会社が提供する投資一任契約に基づく資産運用サービス等の商品ラインアップの一層の充実を図り、引き続き、お客さまの多様化するニーズにお応えしてまいります。また、研修等を通じたコンサルタントのスキル向上とコンサルタントの増員を進めるとともに、支店、SMBCコンサルティングプラザといった多様な形態の店舗を展開してまいります。

次に、クレジットカード事業につきましては、同事業を統括する中間持株会社「株式会社SMFGカード&クレジット」を本年10月に設立したほか、来年4月を合併期日とする株式会社セントラルファイナンス、株式会社オーエムシーカード及び株式会社クオークの合併契約を締結いたしました。引き続き、当行を始め、三井住友フィナンシャルグループでは、合併会社と三井住友カード株式会社を軸に、グループトータルでのスケールメリットの追求及び提携各社の強みを活かしたトップラインシナジーの極大化を通じて、「本邦ナンバーワンのクレジットカード事業体」の実現を目指してまいります。加えて、プロミス株式会社との協働事業につきましても、引き続き、ローン契約機の増設等を通じて推進し、お客さまのライフスタイルに応じた健全なファイナンスニーズにお応えしてまいります。

(法人向けソリューションビジネス、投資銀行・信託業務)

法人のお客さまにつきましては、引き続き、お客さまの多様なニーズに的確にお応えする質の高いソリューション提供に取り組んでまいります。具体的には、シンジケート・ローン、ストラクチャード・ファイナンス等の多様な資金調達手法や、M & Aを通じた事業拡大・再編など、お客さまの経営課題に対するソリューション提供を、法人営業部等の営業拠点とコーポレート・アドバイザー本部との協働や、大和証券エスエムビーシー株式会社との連携を通じて推進してまいります。また、営業拠点とプライベート・アドバイザー本部との協働を通じて、事業承継、職域取引等の個人と法人のお客さまのニーズが重なる分野を強化いたしますとともに、本年4月に新設いたしましたグローバル・アドバイザー一部を通じて、国内外の拠点の連携を推進し、お客さまの海外進出や海外における事業展開等に対するソリューション提供を一段と強化してまいります。加えて、成長企業育成ビジネス、公共法人・地域金融機関取引、環境ビジネスといった成長分野における取組みにつきましても引き続き推進してまいります。

リース事業につきましては、三井住友フィナンシャルグループと住友商事グループとの戦略的提携に基づき、昨年10月に三井住友リース株式会社と住商リース株式会社が合併し、三井住友ファイナンス&リース株式会社が発足いたしました。銀行系リースと商社系リースのノウハウを結集し、取扱商品の多様化、差別化を推進することにより、お客さまにとって、より付加価値の高い商品・サービスを提供してまいります。また、株式会社日本総研ソリューションズにつきましては、ITサービス事業分野において更なる成長を図るため、本年9月に株式会社エヌ・ティ・ティ・データと広範な範囲での事業提携及び、これを前提とした資本提携を行うことで基本合意いたしました。今後、システム構築・運用やIT・セキュリティ関連コンサルティング業務等、グループ一体となったソリューション提供を一段と強化してまいります。

(グローバルマーケットにおける特定分野)

本年6月、当行は、英国の大手金融機関であるパークレイズ・ピーエルシーと、同社に対する約5億ポンドの出資及び業務協働について合意いたしました。また、高い経済成長が見込まれるアジア地域におきましては、本年4月に設置いたしましたアジア・大洋州本部を通じて、より地域に密着した機動的な業務運営を進めるとともに、昨年来推進しておりますベトナムエグジティブバンク及び国民銀行(韓国)との業務提携、及び、本年10月に合意しました、同行持株会社KBフィナンシャル・グループへの出資や、第一商業銀行(台湾)、東亜銀行(香港)などアジア各国の地場銀行との業務提携を梃子に、一段と事業の強化を図ってまいります。加えて、プロジェクトファイナンス、船舶ファイナンスといった当行が強みを持つ特定プロダクツの強化につきましても、引き続き進めてまいります。

(自己勘定投資、アセット回転型ビジネス)

サブプライムローン問題に端を発する金融市場の混乱が続き、世界的に景気減速懸念が高まる中、「リスク資産の価格調整プロセス」は長期化し、不透明感を増しております。自己勘定投資、アセット回転型ビジネスにつきましては、調査・分析機能の強化とリスク管理の高度化を一層進め、当社グループの資産効率・資本効率を改善する手法の開発に中期的な観点から取り組んでまいります。

(2) 持続的成長に向けた企業基盤の整備

当行グループは、持続的成長を支える企業基盤の整備を一段と進めてまいります。

コンプライアンスにつきましては、引き続き、国内外を問わず、法令等の遵守を徹底し、磐石の体制を構築してまいります。また、CS・品質の向上につきましても、今後とも、お客さまのご意見・ご要望を活かす体制をより強化してまいります。

リスク管理につきましては、平成18年度末に導入したバーゼル(新BIS規制)への対応を着実に進め、一段と高度化してまいりますとともに、本年4月に設置した与信モニタリング室を通じて、法人営業拠点に対する支援・指導を実施する等、与信管理体制を継続的に強化してまいります。また、世界的な景気減速懸念が高まる中、本年10月には、米州リスク管理部、欧州リスク管理部を新設し、リスク管理の一段の強化をグローバルベースで図ってまいります。

人材マネジメントにつきましても、意欲を持った従業員による、より上位の職務へのチャレンジや担当職務の拡大を通じて、お客さまにより質の高いサービスを提供できる体制を築いてまいります。

また、「最高の信頼を得られ世界に通じる金融グループ」を目指し、ニューヨーク証券取引所への上場を検討してまいります。

当行を始め、三井住友フィナンシャルグループは、今年度、これらの取り組みを通じて、不透明・不確実な環境変化に適切に対処しつつ、持続的成長の実現に向けた取り組みにも弛まず挑戦し、お客さま、株主・市場、社会からのご評価を更に高めてまいりたいと考えております。

4 【経営上の重要な契約等】

クレジットカード事業戦略の推進に係る組織再編

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(以下、「SMFG」)及び株式会社三井住友銀行(以下、「三井住友銀行」)は、平成20年9月29日に、中間持株会社の株式会社SMFGカード&クレジット(以下、「FGCC」)の設立に加え、三井住友銀行が、株式会社セントラルファイナンス(以下、「CF」)、株式会社オーエムシーカード(以下「OMCカード」)、及び株式会社クオーク(以下、「クオーク」)に係る管理営業をFGCCに承継させる会社分割を行うこと、前記の会社分割により三井住友銀行に交付されるFGCC株式をSMFGに移転するため、SMFGがFGCCを完全子会社化する株式交換を行うこと、及びSMFGが、三井住友カード株式会社(以下「三井住友カード」)、CF、OMCカード及びクオークに係る管理営業をFGCCに承継させる会社分割を行うことを取締役会で決議いたしました。

(1) 三井住友銀行からFGCCへの会社分割(簡易分割)

会社分割の目的

FGCCを、三井住友カード、CF、OMCカード及びクオークの株式を保有するSMFG100%直接出資の中間持株会社と位置付けるための組織再編行為の一環として、三井住友銀行からFGCCへの吸収分割を行います。

会社分割の方法

FGCCを承継会社とし、三井住友銀行を分割会社とする分社型吸収分割。

吸収分割効力発生日

平成20年12月1日(予定)

株式の割当の内容

FGCCは、三井住友銀行に対しFGCC普通株式22,049株を割当交付します。

割当株式数の算定の考え方

本件会社分割に際してFGCCが三井住友銀行に割り当てる株式の数の算定は、その公正性・妥当性を確保する見地から、大和証券エスエムビーシー株式会社(以下「大和証券SMBC」)に依頼し、その算定結果を踏まえ割当株式数を決定いたしました。

大和証券SMBCは、FGCCが三井住友銀行から承継するCF、OMCカード及びクオークの普通株式に係る価値算定を行うことで、当該承継資産等の価値を算定し、次にFGCCの株式価値の算定を行った上で、三井住友銀行に対して割り当てる普通株式数を算定しております。

吸収分割承継会社となる会社の資本金・事業の内容等

商号 株式会社SMFGカード&クレジット

事業内容 子会社及び関連会社の経営管理等

資本金 100百万円

(2) SMFGによるFGCCの完全子会社化に係る株式交換(簡易株式交換)

株式交換の目的

FGCC、を三井住友カード、CF、OMCカード及びクオークの株式を保有するSMFG100%直接出資の中間持株会社と位置付けるための組織再編行為の一環として、SMFGとFGCCの株式交換を行います。

株式交換効力発生日

平成20年12月1日(予定)

株式交換に係る割当の内容

	株式会社三井住友フィナンシャルグループ (株式交換完全親会社)	株式会社SMFGカード&クレジット (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当の内容	1	1.493
株式交換により発行する新株式数	SMFGは、その保有する自己株式32,919株を株式交換による株式の割当てに充当します。	

(注) FGCCの普通株式1株に対して、SMFGの普通株式1.493株を割当交付します。ただし、SMFGが保有するFGCCの普通株式200株については、株式交換による株式の割当ては行いません。

株式交換に係る割当内容の算定の考え方

本件株式交換の株式交換比率の算定については、その公正性・妥当性を確保する見地から、大和証券SMBCに依頼し、その算定結果を踏まえ割当株式数を決定いたしました。

大和証券SMBCは、SMFGの株式価値については市場株価法による算定を行い、FGCCの株式価値については時価純資産額法による算定を行うことで、株式交換比率を算定しております。

株式交換完全親会社の概要

商号 株式会社三井住友フィナンシャルグループ

事業内容 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びそれらの業務に附帯する業務

資本金 1,420,877百万円(平成20年9月30日現在)

(3) SMFGからFGCCへの会社分割(簡易分割)

会社分割の目的

FGCCを、三井住友カード、CF、OMCカード及びクオークの株式を保有するSMFG100%直接出資の中間持株会社と位置付けるための組織再編行為の一環として、SMFGからFGCCへの吸収分割を行います。

会社分割の方法

FGCCを承継会社とし、SMFGを分割会社とする分社型吸収分割。

吸収分割効力発生日

平成20年12月1日(予定)

株式の割当の内容

FGCCは、SMFGに対しFGCC普通株式100株を割当交付します。

割当株式数の算定の考え方

吸収分割承継会社であるFGCCは、SMFGの完全子会社であり、また本件吸収分割の方法が分社型分割であることから、FGCCがSMFGに割り当てる株式の数にかかわらず、SMFGの純資産額の変動は生じません。そのため、FGCCがSMFGに割り当てる株式の数は任意に決定いたしました。

吸収分割承継会社となる会社の資本金・事業の内容等

商号 株式会社SMFGカード&クレジット

事業内容 子会社及び関連会社の経営管理等

資本金 100百万円

5 【研究開発活動】

当中間連結会計期間の研究開発活動につきましては、その他事業(システム開発・情報処理業)を行う子会社において、業務システムに関する研究開発を行いました。なお、研究開発費の金額は36百万円であります。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、当中間連結会計期間中に新たに確定した計画について、記載すべき重要なものはありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
第五種優先株式	167,000
第六種優先株式	70,001
第七種優先株式	167,000
第八種優先株式	115,000
第九種優先株式	115,000
計	100,634,001

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	56,355,849	同左	—	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
第1回第六種 優先株式	70,001	同左	—	(注)
計	56,425,850	同左	—	—

(注) 第1回第六種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

当銀行は、剰余金の配当を行うときは、第1回第六種優先株式を有する株主(以下「第1回第六種優先株主」という)または第1回第六種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回第六種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき88,500円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(2)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。

ある事業年度において、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

当銀行は、中間配当を行うときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき88,500円を上限として中間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。

第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 取得条項

当銀行は、第1回第六種優先株式発行後、平成23年3月31日以降はいつでも、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円の金銭の交付と引換えに、第1回第六種優先株式の一部又は全部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。

(5) 議決権

第1回第六種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(6) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当銀行は、法令に定める場合を除き、第1回第六種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

当銀行は、第1回第六種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当銀行は、第1回第六種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年4月1日～ 平成20年9月30日	—	56,425,850	—	664,986,500	—	665,033,781

(5) 【大株主の状況】

普通株式

(平成20年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	56,355,849	100.00
計	—	56,355,849	100.00

第1回第六種優先株式

(平成20年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	70,001	100.00
計	—	70,001	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成20年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 70,001	—	(1)株式の総数等 発行済株式参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 56,355,849	56,355,849	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
発行済株式総数	56,425,850	—	—
総株主の議決権	—	56,355,849	—

【自己株式等】

該当ありません。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

当株式は金融商品取引所に上場されておられません。

(2) 第1回第六種優先株式

当株式は金融商品取引所に上場されておられません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

(注) 執行役員の状況

該当ありません。

第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 中間連結財務諸表及び中間財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

4 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間及び当中間会計期間の中間財務諸表は、あずさ監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】
【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (平成19年9月30日現在)		当中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日現在)	
資産の部						
現金預け金	8	5,876,290	8	5,729,938	8	4,947,520
コールローン及び買入手形		1,368,235		755,543		570,802
買現先勘定		371,109		11,555		357,075
債券貸借取引支払保証金		1,064,257		394,967		1,940,170
買入金銭債権		1,094,486	8	1,102,107	8	1,091,663
特定取引資産	8	3,465,521	8	3,802,142	8	4,081,480
金銭の信託		2,627		8,983		7,329
有価証券	1, 2, 8, 15	20,296,830	1, 2, 8, 15	21,450,298	1, 2, 8, 15	23,160,903
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9	61,211,477	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9	64,369,513	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9	62,972,601
外国為替	7	926,162	7	1,125,449	7	893,567
リース債権及びリース投資資産		-		152,696		-
その他資産	8	2,243,793	8	2,864,273	8	3,024,123
有形固定資産	10, 11, 12	753,109	10, 11	776,501	10, 11, 12	756,449
無形固定資産		109,257		137,108		125,013
リース資産	11	28,920		-	11	27,125
繰延税金資産		849,249		961,741		920,834
支払承諾見返		4,960,038		5,083,911		4,609,160
貸倒引当金		898,698		854,581		848,031
資産の部合計		103,722,670		107,872,150		108,637,791

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (平成19年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)	前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日現在)
負債の部			
預金	8 72,972,993	8 73,630,232	8 72,767,734
譲渡性預金	2,580,792	3,261,678	3,124,649
コールマネー及び売渡手形	8 2,202,690	8 2,281,875	8 2,653,142
売現先勘定	8 143,081	8 985,638	8 1,828,672
債券貸借取引受入担保金	8 2,747,480	8 4,029,144	8 5,732,042
特定取引負債	8 2,160,272	8 2,300,080	8 2,671,554
借入金	8, 13 3,211,399	8, 13 2,823,370	8, 13 2,742,166
外国為替	341,203	325,254	301,123
短期社債	1,000	-	-
社債	14 3,867,859	14 3,673,459	14 3,804,208
信託勘定借	45,893	106,932	80,796
その他負債	8 2,921,442	8 4,040,770	8 3,087,166
賞与引当金	18,160	20,663	20,427
役員賞与引当金	-	-	688
退職給付引当金	15,973	14,745	17,084
役員退職慰労引当金	6,094	6,235	6,695
預金払戻引当金	11,716	7,818	10,417
特別法上の引当金	18	0	0
繰延税金負債	54,674	29,795	51,868
再評価に係る繰延税金負債	10 49,347	10 47,218	10 47,446
支払承諾	8 4,960,038	8 5,083,911	8 4,609,160
負債の部合計	98,312,132	102,668,827	103,557,043
純資産の部			
資本金	664,986	664,986	664,986
資本剰余金	1,603,512	1,603,512	1,603,512
利益剰余金	753,192	937,845	861,508
株主資本合計	3,021,691	3,206,344	3,130,008
その他有価証券評価差額金	1,061,772	471,674	558,013
繰延ヘッジ損益	93,158	114,348	74,990
土地再評価差額金	10 37,261	10 34,984	10 34,844
為替換算調整勘定	15,571	56,178	28,468
評価・換算差額等合計	990,304	336,132	489,398
新株予約権	27	56	43
少数株主持分	1,398,514	1,660,788	1,461,297
純資産の部合計	5,410,538	5,203,322	5,080,747
負債及び純資産の部合計	103,722,670	107,872,150	108,637,791

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
経常収益	1,554,755	1,542,669	3,411,052
資金運用収益	1,072,847	1,068,241	2,122,630
(うち貸出金利息)	762,157	789,242	1,538,387
(うち有価証券利息配当金)	168,821	181,985	333,692
信託報酬	2,239	1,244	3,710
役務取引等収益	268,131	266,935	550,053
特定取引収益	107,651	3,798	449,141
その他業務収益	73,665	182,780	227,270
その他経常収益	※1 30,221	※1 19,668	※1 58,245
経常費用	1,238,720	1,364,371	2,676,094
資金調達費用	474,291	426,378	913,651
(うち預金利息)	276,835	202,960	495,834
役務取引等費用	64,165	66,075	117,869
特定取引費用	—	13,800	—
その他業務費用	86,388	78,251	461,276
営業経費	397,327	462,773	821,897
その他経常費用	※2 216,547	※2 317,092	※2 361,399
経常利益	316,035	178,297	734,958
特別利益	※3 1,295	※3 1,437	※3 6,558
特別損失	※4, ※5 3,800	※4, ※5 2,847	※4, ※5 15,511
税金等調整前中間純利益	313,530	176,888	726,004
法人税、住民税及び事業税	21,428	19,209	40,791
法人税等調整額	82,900	25,737	265,384
法人税等合計		44,946	
少数株主利益	37,893	36,981	68,007
中間純利益	171,308	94,960	351,820

【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	664,986	664,986	664,986
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	664,986	664,986	664,986
資本剰余金			
前期末残高	1,603,512	1,603,512	1,603,512
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	1,603,512	1,603,512	1,603,512
利益剰余金			
前期末残高	581,619	861,508	581,619
在外子会社の会計処理変更に伴う期首利益剰余金減少額	—	△3,132	—
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	△15,383	△74,613
中間純利益	171,308	94,960	351,820
土地再評価差額金の取崩	263	△108	2,681
当中間期変動額合計	171,572	79,469	279,888
当中間期末残高	753,192	937,845	861,508
株主資本合計			
前期末残高	2,850,119	3,130,008	2,850,119
在外子会社の会計処理変更に伴う期首利益剰余金減少額	—	△3,132	—
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	△15,383	△74,613
中間純利益	171,308	94,960	351,820
土地再評価差額金の取崩	263	△108	2,681
当中間期変動額合計	171,572	79,469	279,888
当中間期末残高	3,021,691	3,206,344	3,130,008

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 連結株主資本等 変動計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	1,269,385	558,013	1,269,385
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△207,612	△86,338	△711,372
当中間期変動額合計	△207,612	△86,338	△711,372
当中間期末残高	1,061,772	471,674	558,013
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△87,571	△74,990	△87,571
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△5,586	△39,357	12,581
当中間期変動額合計	△5,586	△39,357	12,581
当中間期末残高	△93,158	△114,348	△74,990
土地再評価差額金			
前期末残高	37,526	34,844	37,526
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△264	140	△2,682
当中間期変動額合計	△264	140	△2,682
当中間期末残高	37,261	34,984	34,844
為替換算調整勘定			
前期末残高	△37,194	△28,468	△37,194
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	21,623	△27,709	8,726
当中間期変動額合計	21,623	△27,709	8,726
当中間期末残高	△15,571	△56,178	△28,468
評価・換算差額等合計			
前期末残高	1,182,145	489,398	1,182,145
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△191,840	△153,265	△692,747
当中間期変動額合計	△191,840	△153,265	△692,747
当中間期末残高	990,304	336,132	489,398
新株予約権			
前期末残高	14	43	14
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	12	12	29
当中間期変動額合計	12	12	29
当中間期末残高	27	56	43
少数株主持分			
前期末残高	1,380,179	1,461,297	1,380,179
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	18,335	199,491	81,118
当中間期変動額合計	18,335	199,491	81,118
当中間期末残高	1,398,514	1,660,788	1,461,297

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 連結株主資本等 変動計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
純資産合計			
前期末残高	5,412,458	5,080,747	5,412,458
在外子会社の会計処理変更に伴う期首利益剰余金減少額	—	△3,132	—
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	△15,383	△74,613
中間純利益	171,308	94,960	351,820
土地再評価差額金の取崩	263	△108	2,681
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△173,492	46,238	△611,599
当中間期変動額合計	△1,919	125,707	△331,710
当中間期末残高	5,410,538	5,203,322	5,080,747

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	313,530	176,888	726,004
減価償却費	—	35,198	—
固定資産減価償却費	30,351	—	63,871
リース資産減価償却費	4,275	—	8,598
減損損失	3,095	1,331	4,810
のれん償却額	0	1,545	—
負ののれん償却額	—	—	△37
持分法による投資損益 (△は益)	△12,366	△8,498	42,616
子会社株式売却損益及び子会社の増資に伴う持分変動 損益 (△)	115	—	115
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	9,453	7,382	△38,649
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,603	906	1,020
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	△688	688
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△166	△378	944
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△206	△409	393
預金払戻引当金の増減額 (△は減少)	11,716	△2,598	10,417
資金運用収益	△1,072,847	△1,068,241	△2,122,630
資金調達費用	474,291	426,378	913,651
有価証券関係損益 (△)	50,542	21,284	52,763
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△245	△73	△227
為替差損益 (△は益)	36,291	79,516	349,071
固定資産処分損益 (△は益)	△413	607	5,108
リース資産処分損益 (△は益)	31	—	80
特定取引資産の純増 (△) 減	△187,973	242,380	△838,277
特定取引負債の純増減 (△)	203,235	△337,654	749,845
貸出金の純増 (△) 減	△1,654,310	△1,638,787	△3,594,297
預金の純増減 (△)	821,720	832,870	810,616
譲渡性預金の純増減 (△)	△47,463	134,626	507,197
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	855,045	80,794	396,383
有利息預け金の純増 (△) 減	△1,390,479	123,478	△254,666
コールローン等の純増 (△) 減	△679,034	152,032	112,846
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	1,212,637	1,545,202	336,724
コールマネー等の純増減 (△)	△85,313	△1,212,831	2,055,838
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	1,231,137	△1,702,897	4,215,699
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△43,849	△230,208	△14,713
外国為替 (負債) の純増減 (△)	16,960	24,004	△22,916
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	—	△5,383	—
短期社債 (負債) の純増減 (△)	△2,500	—	△3,500
普通社債発行及び償還による増減 (△)	△133,716	△93,769	△221,701
信託勘定借の純増減 (△)	△19,169	26,136	15,733
資金運用による収入	1,061,326	1,075,419	2,124,225
資金調達による支出	△446,137	△413,196	△903,267
その他	403,101	△62,034	△155,343
小計	961,064	△1,789,665	5,335,038
法人税等の支払額	△35,727	△16,716	△57,343
営業活動によるキャッシュ・フロー	925,336	△1,806,382	5,277,695

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△17,896,734	△21,339,596	△50,022,713
有価証券の売却による収入	10,628,214	16,444,461	35,015,598
有価証券の償還による収入	6,890,375	7,585,308	10,503,188
金銭の信託の増加による支出	△547	△1,778	△5,378
金銭の信託の減少による収入	796	0	796
有形固定資産の取得による支出	△15,948	△30,190	△49,498
有形固定資産の売却による収入	2,170	3,942	6,200
無形固定資産の取得による支出	△19,601	△30,240	△52,199
無形固定資産の売却による収入	3	17	232
リース資産の取得による支出	△3,578	—	△7,608
リース資産の売却による収入	255	—	695
子会社株式の売却による収入	198	363	198
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△3,453	△6,352	△2,951
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	1,725	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△417,850	2,627,662	△4,613,441
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入れによる収入	25,000	—	40,000
劣後特約付借入金の返済による支出	△63,000	△20,500	△76,000
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	90,000	149,600	214,000
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△19,700	△180,885	△47,000
配当金の支払額	△0	△15,383	△74,613
少数株主からの払込みによる収入	3,425	376,319	141,500
少数株主への払戻しによる支出	—	△186,534	—
少数株主への配当金の支払額	△33,289	△34,586	△59,826
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,434	88,030	138,059
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,079	△2,925	△8,465
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	510,999	906,385	793,848
現金及び現金同等物の期首残高	1,907,823	2,720,542	1,907,823
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	18,869	0	18,869
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 2,437,692	※1 3,626,928	※1 2,720,542

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 130社 主要な会社名 株式会社みなと銀行 株式会社関西アーバン銀行 Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited Manufacturers Bank 株式会社クオーク SMBCファイナンスサービス株式会社 SMBC Capital Markets, Inc.</p> <p>なお、株式会社クオーク他5社は議決権の所有割合の増加等により子会社となったため、当中間連結会計期間から連結子会社としております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 SBCS Co., Ltd.</p> <p>非連結子会社の総資産、經常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p> <p>財務諸表等規則第8条第7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社14社の概要等は、「(開示対象特別目的会社関係)」の注記に掲げております。</p> <p>なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第15号 平成19年3月29日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 134社 主要な会社名 株式会社みなと銀行 株式会社関西アーバン銀行 Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited Manufacturers Bank 株式会社クオーク SMBCファイナンスサービス株式会社 SMBC Capital Markets, Inc.</p> <p>なお、プライマス・フィナンシャル・サービス株式会社他10社は株式取得等により、当中間連結会計期間より連結子会社としております。</p> <p>さくら情報システム株式会社他4社は株式売却に伴う議決権の所有割合の低下等により、当中間連結会計期間より連結子会社から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 SBCS Co., Ltd.</p> <p>非連結子会社の総資産、經常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p>	<p>(1) 連結子会社 128社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。</p> <p>なお、株式会社クオーク他6社は議決権の所有割合の増加等により、当連結会計年度から連結子会社としております。</p> <p>SMBCローン債権回収株式会社他2社は合併等により、子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結子会社から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 SBCS Co., Ltd.</p> <p>非連結子会社の総資産、經常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p> <p>財務諸表等規則第8条第7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社14社の概要等は、「(開示対象特別目的会社関係)」の注記に掲げております。</p> <p>なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第15号 平成19年3月29日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 3社</p> <p>主要な会社名 SBCS Co., Ltd.</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 31社</p> <p>主要な会社名 プロミス株式会社 株式会社セントラルファイナンス エヌ・アイ・エフSMBCベンチャーズ株式会社 三井住友アセットマネジメント株式会社 株式会社セントラルファイナンス他9社は株式取得等により、当中間連結会計期間より持分法適用の関連会社としております。</p> <p>また、株式会社クオーク他2社は連結子会社となったため、NIFキャピタルマネジメント株式会社他1社は合併等により、当中間連結会計期間より持分法適用の関連会社から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.</p> <p>持分法非適用の関連会社の中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 3社</p> <p>主要な会社名 SBCS Co., Ltd.</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 39社</p> <p>主要な会社名 Vietnam Export Import Commercial Joint Stock Bank プロミス株式会社 株式会社セントラルファイナンス 株式会社オーエムシーカード エヌ・アイ・エフSMBCベンチャーズ株式会社 三井住友アセットマネジメント株式会社 Vietnam Export Import Commercial Joint Stock Bank は株式取得により、当中間連結会計期間より持分法適用の関連会社としております。</p> <p>さくら情報システム株式会社他2社は株式売却に伴う議決権の所有割合の低下により、当中間連結会計期間より連結子会社から除外し、持分法適用の関連会社としております。</p> <p>また、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社は議決権の所有割合の増加により連結子会社となったため、株式会社エフバランスは清算により関連会社でなくなったため、当中間連結会計期間より持分法適用の関連会社から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.</p> <p>持分法非適用の関連会社の中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 3社</p> <p>主要な会社名 SBCS Co., Ltd.</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 37社</p> <p>主要な持分法適用の関連会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。</p> <p>株式会社セントラルファイナンス他16社は株式取得等により、当連結会計年度より持分法適用の関連会社としております。</p> <p>また、株式会社クオーク他2社は連結子会社となったため、NIFキャピタルマネジメント株式会社他2社は合併等により、当連結会計年度より持分法適用の関連会社から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.</p> <p>持分法非適用の関連会社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																														
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>3月末日</td><td>5社</td></tr> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>56社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>3社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>65社</td></tr> </table> <p>(2) 3月末日及び7月末日を中間決算日とする連結子会社は9月末日現在、4月末日を中間決算日とする連結子会社については7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	3月末日	5社	4月末日	1社	6月末日	56社	7月末日	3社	9月末日	65社	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>3月末日</td><td>5社</td></tr> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>57社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>7社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>64社</td></tr> </table> <p>(2) 3月末日及び7月末日を中間決算日とする連結子会社は9月末日現在、4月末日を中間決算日とする連結子会社については7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	3月末日	5社	4月末日	1社	6月末日	57社	7月末日	7社	9月末日	64社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>9月末日</td><td>5社</td></tr> <tr><td>10月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>55社</td></tr> <tr><td>1月末日</td><td>4社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>63社</td></tr> </table> <p>(2) 9月末日及び1月末日を決算日とする連結子会社は3月末日現在、10月末日を決算日とする連結子会社については1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社についてはそれぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	9月末日	5社	10月末日	1社	12月末日	55社	1月末日	4社	3月末日	63社
3月末日	5社																																
4月末日	1社																																
6月末日	56社																																
7月末日	3社																																
9月末日	65社																																
3月末日	5社																																
4月末日	1社																																
6月末日	57社																																
7月末日	7社																																
9月末日	64社																																
9月末日	5社																																
10月末日	1社																																
12月末日	55社																																
1月末日	4社																																
3月末日	63社																																
4 開示対象特別目的会社に関する事項		<p>(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要</p> <p>当行は、顧客から売掛債権の金銭債権買取業務等を行う特別目的会社(ケイマン法人及び有限責任中間法人等の形態によっております。)14社に係る借入及びコマース・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。</p> <p>特別目的会社14社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は、3,156,882百万円、負債総額(単純合算)は3,157,122百万円であります。</p> <p>なお、いずれの特別目的会社についても、当行は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>(2) 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">主な取引の当中間連結会計期間末残高 (平成20年9月30日現在)</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>2,108,937</td> </tr> <tr> <td>信用枠</td> <td>762,145</td> </tr> <tr> <td>流動性枠</td> <td>494,198</td> </tr> </table> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">主な損益 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</td> </tr> <tr> <td>(項目)</td> <td>(金額)</td> </tr> <tr> <td>貸出金利息</td> <td>12,532</td> </tr> <tr> <td>役務取引等収益</td> <td>1,049</td> </tr> </table>	主な取引の当中間連結会計期間末残高 (平成20年9月30日現在)		貸出金	2,108,937	信用枠	762,145	流動性枠	494,198	主な損益 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		(項目)	(金額)	貸出金利息	12,532	役務取引等収益	1,049															
主な取引の当中間連結会計期間末残高 (平成20年9月30日現在)																																	
貸出金	2,108,937																																
信用枠	762,145																																
流動性枠	494,198																																
主な損益 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)																																	
(項目)	(金額)																																
貸出金利息	12,532																																
役務取引等収益	1,049																																

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は上記(1)及び(2)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。 なお、一部の在外連結子会社においては、現地の会計基準に従って処理しております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。 なお、一部の在外連結子会社においては、現地の会計基準に従って処理しております。</p>
	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産及びリース資産 当行の有形固定資産の減価償却は、定額法(ただし、動産については定率法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 7年～50年 動産 2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により、リース資産については、主にリース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース資産の処分見積額を残存価額とする定額法により償却しております。 なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定額法(ただし、建物以外については定率法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 7年～50年 その他 2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産及びリース資産 当行の有形固定資産の減価償却は、定額法(ただし、動産については定率法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 7年～50年 動産 2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により、リース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース資産の処分見積額を残存価額とする定額法により償却しております。 なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 また、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び国内連結子会社における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。	無形固定資産 同左 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	無形固定資産 同左
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 なお、当行においては、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が3カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 なお、当行においては、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が3カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 なお、当行においては、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が3カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は483,786百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は590,952百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は480,145百万円であります。</p>
	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(6) 賞与引当金の計上基準 同左	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	—————	—————	(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員(執行役員を含む、以下同じ。)への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理	(7) 退職給付引当金の計上基準 同左	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む。)に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末の要支給額を計上しております。</p> <p>役員退職慰労金は、従来は支出時に費用処理しておりましたが、前連結会計年度の下期において役員退職慰労引当金を計上する方法に変更しました。そのため、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ5,693百万円多く計上されております。</p> <p>上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む。)に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末の要支給額を計上しております。</p>	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む。)に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。</p>
	<p>(9) 預金払戻引当金の計上基準</p> <p>預金払戻引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、従来は払戻時に損失処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付けで公表されたことを踏まえ、当中間連結会計期間より過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益は11,716百万円それぞれ減少しております。</p> <p>上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。</p>	<p>(9) 預金払戻引当金の計上基準</p> <p>預金払戻引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p>	<p>(10) 預金払戻引当金の計上基準</p> <p>預金払戻引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、従来は払戻時に損失処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付けで公表されたことを踏まえ、当連結会計年度より過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てる方法に変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益は10,417百万円それぞれ減少しております。</p> <p>上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(10) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金18百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融商品取引法第48条の3の規定に基づき計上しております。</p> <p>なお、従来、金融先物取引法第81条に基づき、金融先物取引責任準備金を計上していましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間連結会計期間から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>	<p>(10) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融商品取引法第48条の3の規定に基づき計上しております。</p>	<p>(11) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金0百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融商品取引法第48条の3の規定に基づき計上しております。</p> <p>なお、従来、金融先物取引法第81条に基づき、金融先物取引責任準備金を計上していましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当連結会計年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>
	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>また、連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>また、連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(12) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>		<p>(13) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>
	<p>(13) リース取引等に関する収益及び費用の計上基準</p> <p>リース取引のリース料収入の計上方法</p> <p>主に、リース期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。</p> <p>割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法</p> <p>主に、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。</p>	<p>(12) リース取引等に関する収益及び費用の計上基準</p> <p>ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準</p> <p>受取利息相当額を収益として各期に配分する方法によっております。</p> <p>オペレーティング・リース取引の収益の計上基準</p> <p>主に、リース期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。</p> <p>割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(14) リース取引等に関する収益及び費用の計上基準</p> <p>リース取引のリース料収入の計上方法</p> <p>主に、リース期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。</p> <p>割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(14) 重要なヘッジ会計の方法 ・金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>個別ヘッジについても、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。</p> <p>また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、業種別監査委員会報告第24号の適用に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、平成15年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は28,190百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益の総額は20,294百万円(同前)であります。</p> <p>・為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行は、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員</p>	<p>(13) 重要なヘッジ会計の方法 ・金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>個別ヘッジについても、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。</p> <p>また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、業種別監査委員会報告第24号の適用に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、平成15年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は11,131百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益の総額は8,832百万円(同前)であります。</p> <p>・為替変動リスク・ヘッジ</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>(15) 重要なヘッジ会計の方法 ・金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>個別ヘッジについても、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。</p> <p>また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、業種別監査委員会報告第24号の適用に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、平成15年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は17,608百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益の総額は13,358百万円(同前)であります。</p> <p>・為替変動リスク・ヘッジ</p> <p style="text-align: center;">同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に基づく繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>・連結会社間取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の連結子会社において、繰延ヘッジ会計又は「金利スワップの特例処理」を適用しております。</p>	<p>・連結会社間取引等</p> <p>同左</p>	<p>・連結会社間取引等</p> <p>同左</p>
	(15) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(14) 消費税等の会計処理 同左	(16) 消費税等の会計処理 同左
	(16) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当行及び国内連結子会社の決算期において予定している剰余金の処分による海外投資等損失準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	(15) 税効果会計に関する事項 同左	
6 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び無利息預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び無利息預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針</p> <p>企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号 平成19年3月29日)の第30-2項を当中間連結会計期間から適用しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>		<p>連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針</p> <p>企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号 平成19年3月29日)の第30-2項を当連結会計年度から適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>
<p>金融商品に関する会計基準</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が平成19年6月15日付け及び同7月4日付けで一部改正され、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>		<p>金融商品に関する会計基準</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が平成19年6月15日付け及び同7月4日付けで一部改正され、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>
	<p>連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、期首における利益剰余金が3,132百万円減少しております。また、当中間連結会計期間の損益に与える影響は軽微であります。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>リース取引に関する会計基準</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、借手側は平成19年連結会計年度末日における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものとして「有形固定資産」及び「無形固定資産」に計上しております。また、貸手側は平成19年連結会計年度末日におけるリース資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「リース債権及びリース投資資産」の期首の価額として計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「リース債権及びリース投資資産」が152,696百万円、「有形固定資産」が5,183百万円、「無形固定資産」が662百万円、「その他負債」が5,846百万円増加し、「貸出金」が134,056百万円、「リース資産」が18,368百万円、「その他資産」が284百万円減少しております。また、「資金運用収益」が431百万円、「資金調達費用」が30百万円増加し、「その他業務収益」が4,682百万円、「その他業務費用」が4,238百万円、「営業経費」が35百万円減少しておりますが、経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。</p>	

【表示方法の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
	<p>(中間連結貸借対照表関係) 前中間連結会計期間において、従来の「リース資産」に含めて表示しておりましたオペレーティング・リース取引の貸手側のリース資産(前中間連結会計期間末9,558百万円、当中間連結会計期間末7,171百万円)は、重要性が低下したため、当中間連結会計期間より「有形固定資産」、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>
	<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係) 前中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローに区分掲記しておりました「子会社株式売却損益及び子会社の増資に伴う持分変動損益()」(当中間連結会計期間 61百万円)は、重要性が低下したため、当中間連結会計期間より「その他」に含めて表示しております。</p>

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>その他有価証券の時価評価の一部見直し</p> <p>有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来中間連結決算日の市場価格をもって貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号 平成20年10月28日)を踏まえ、当中間連結会計期間から、合理的に算定された価額をもって貸借対照表価額としております。</p> <p>なお、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が153,847百万円増加、「繰延税金資産」が62,055百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が88,488百万円、「少数株主持分」が3,303百万円増加しております。</p>	
	<p>子会社の企業結合関係 クレジットカード事業会社の組織再編</p> <p>(1) 子会社を含む結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合を行う主な理由、企業結合日及び企業結合の法的形式</p> <p>子会社を含む結合当事企業の名称及び事業の内容</p> <p>結合企業 株式会社SMFGカード&クレジット(事業の内容：子会社及び関連会社の経営管理等)</p> <p>被結合企業 株式会社クオーク(事業の内容：個品割賦あっせん・総合割賦あっせん業)</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>企業結合を行う主な理由</p> <p>現在クレジットカード市場は、小額決済を始めとする新たな決済領域の拡大やポイントプログラムの浸透などにより、着実な拡大を続けており、今後も公金分野の拡大などでなお一層の成長が見込まれています。一方、電子マネーなどの新技術・新サービスの開発や顧客ニーズの深耕化・高度化・多様化に対応したシステム投資、貸金業法の施行など、業界を取り巻く経営環境が劇的に変化しており、大きな転換期を迎えています。個品割賦事業についても、消費者保護強化の流れの中で割賦販売法の改正が進められており、新たなビジネスモデルの確立に向けて、事業の再構築が求められています。</p> <p>このような環境認識の下、当行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループ(以下、「SMFG」という。)は、平成20年10月1日に株式会社SMFGカード&クレジット(以下、「FGCC」という。)を設立いたしました。</p> <p>また、FGCCは、SMFG及び当行からの会社分割、SMFGとFGCCとの間の株式交換の方法により、株式会社三井住友カード、株式会社セントラルファイナンス、株式会社オーエムシーカード、及び株式会社クオーク(以下、「クオーク」という。)の株式を保有する中間持株会社となります。</p> <p>FGCCは、グループ統一的な戦略方針の策定と傘下会社間の一体的な連携体制の構築を担い、グループカード事業戦略の狙いである「グループトータルでのスケールメリットの徹底追求」と「各社の強みを活かしたトップラインシナジーの極大化」の実現を図ってまいります。</p> <p>企業結合日 平成20年12月1日(予定)</p> <p>企業結合の法的形式 SMFGとFGCCとの間の株式交換に伴い、当行の連結子会社であるクオークを連結子会社から除外いたします。</p>	

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間 (平成19年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)	前連結会計年度 (平成20年3月31日現在)
<p>1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式149,211百万円及び出資金4,649百万円を含んでおります。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び株式に合計78,271百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は913,839百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは451,439百万円であります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は59,358百万円、延滞債権額は518,766百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式202,210百万円及び出資金5,820百万円を含んでおります。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び株式に合計25,921百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は14,639百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは203,964百万円であります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は234,497百万円、延滞債権額は752,264百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式169,994百万円及び出資金5,252百万円を含んでおります。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び株式に合計81,071百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,758,728百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは504,363百万円であります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は73,176百万円、延滞債権額は589,280百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間連結会計期間 (平成19年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)	前連結会計年度 (平成20年3月31日現在)
<p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は31,769百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は441,311百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,051,206百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は867,838百万円であります。</p>	<p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は41,703百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は365,374百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,393,840百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は787,594百万円であります。</p>	<p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は26,625百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は384,388百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,073,471百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は807,712百万円であります。</p>

前中間連結会計期間 (平成19年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)	前連結会計年度 (平成20年3月31日現在)																																																																														
<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>現金預け金</td><td>106,326百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>617,814百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>4,985,250百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>223,360百万円</td></tr> <tr><td>その他資産 (延払資産等)</td><td>2,922百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>預金</td><td>20,529百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー 及び売渡手形</td><td>1,065,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>142,939百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引 受入担保金</td><td>2,431,734百万円</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td>165,806百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>1,865,904百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>575百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>163,430百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金7,188百万円、特定取引資産272,293百万円、有価証券2,779,447百万円及び貸出金591,044百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は74,769百万円、先物取引差入証拠金は6,471百万円であります。</p>	現金預け金	106,326百万円	特定取引資産	617,814百万円	有価証券	4,985,250百万円	貸出金	223,360百万円	その他資産 (延払資産等)	2,922百万円	預金	20,529百万円	コールマネー 及び売渡手形	1,065,000百万円	売現先勘定	142,939百万円	債券貸借取引 受入担保金	2,431,734百万円	特定取引負債	165,806百万円	借入金	1,865,904百万円	その他負債	575百万円	支払承諾	163,430百万円	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>現金預け金</td><td>147,055百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>177,960百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>7,002,996百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>764,979百万円</td></tr> <tr><td>その他資産 (延払資産等)</td><td>2,471百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>預金</td><td>29,551百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー 及び売渡手形</td><td>945,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>984,841百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引 受入担保金</td><td>4,010,068百万円</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td>115,030百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>1,521,618百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>50百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>145,755百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金14,223百万円、特定取引資産746,248百万円、有価証券3,043,177百万円、買入金銭債権2,660百万円及び貸出金1,104,955百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は78,235百万円、先物取引差入証拠金は8,054百万円であります。</p>	現金預け金	147,055百万円	特定取引資産	177,960百万円	有価証券	7,002,996百万円	貸出金	764,979百万円	その他資産 (延払資産等)	2,471百万円	預金	29,551百万円	コールマネー 及び売渡手形	945,000百万円	売現先勘定	984,841百万円	債券貸借取引 受入担保金	4,010,068百万円	特定取引負債	115,030百万円	借入金	1,521,618百万円	その他負債	50百万円	支払承諾	145,755百万円	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>現金預け金</td><td>158,679百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>673,261百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>8,327,894百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>952,137百万円</td></tr> <tr><td>その他資産 (延払資産等)</td><td>3,008百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>預金</td><td>25,381百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー 及び売渡手形</td><td>1,135,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>1,714,479百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引 受入担保金</td><td>5,379,076百万円</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td>150,283百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>1,446,394百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>50百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>140,917百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金7,745百万円、特定取引資産601,560百万円、有価証券3,344,969百万円、買入金銭債権427百万円及び貸出金888,532百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は75,745百万円、先物取引差入証拠金は11,347百万円であります。</p>	現金預け金	158,679百万円	特定取引資産	673,261百万円	有価証券	8,327,894百万円	貸出金	952,137百万円	その他資産 (延払資産等)	3,008百万円	預金	25,381百万円	コールマネー 及び売渡手形	1,135,000百万円	売現先勘定	1,714,479百万円	債券貸借取引 受入担保金	5,379,076百万円	特定取引負債	150,283百万円	借入金	1,446,394百万円	その他負債	50百万円	支払承諾	140,917百万円
現金預け金	106,326百万円																																																																															
特定取引資産	617,814百万円																																																																															
有価証券	4,985,250百万円																																																																															
貸出金	223,360百万円																																																																															
その他資産 (延払資産等)	2,922百万円																																																																															
預金	20,529百万円																																																																															
コールマネー 及び売渡手形	1,065,000百万円																																																																															
売現先勘定	142,939百万円																																																																															
債券貸借取引 受入担保金	2,431,734百万円																																																																															
特定取引負債	165,806百万円																																																																															
借入金	1,865,904百万円																																																																															
その他負債	575百万円																																																																															
支払承諾	163,430百万円																																																																															
現金預け金	147,055百万円																																																																															
特定取引資産	177,960百万円																																																																															
有価証券	7,002,996百万円																																																																															
貸出金	764,979百万円																																																																															
その他資産 (延払資産等)	2,471百万円																																																																															
預金	29,551百万円																																																																															
コールマネー 及び売渡手形	945,000百万円																																																																															
売現先勘定	984,841百万円																																																																															
債券貸借取引 受入担保金	4,010,068百万円																																																																															
特定取引負債	115,030百万円																																																																															
借入金	1,521,618百万円																																																																															
その他負債	50百万円																																																																															
支払承諾	145,755百万円																																																																															
現金預け金	158,679百万円																																																																															
特定取引資産	673,261百万円																																																																															
有価証券	8,327,894百万円																																																																															
貸出金	952,137百万円																																																																															
その他資産 (延払資産等)	3,008百万円																																																																															
預金	25,381百万円																																																																															
コールマネー 及び売渡手形	1,135,000百万円																																																																															
売現先勘定	1,714,479百万円																																																																															
債券貸借取引 受入担保金	5,379,076百万円																																																																															
特定取引負債	150,283百万円																																																																															
借入金	1,446,394百万円																																																																															
その他負債	50百万円																																																																															
支払承諾	140,917百万円																																																																															
<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、37,854,972百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが31,438,463百万円あります。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、39,043,451百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが32,651,329百万円あります。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、38,656,549百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが32,463,702百万円あります。</p>																																																																														

前中間連結会計期間 (平成19年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)	前連結会計年度 (平成20年3月31日現在)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 当行は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>また、一部の連結子会社も、同法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 当行及び一部の連結子会社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>また、一部の持分法適用の関連会社も同法律に基づき事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 当行は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>また、一部の連結子会社も、同法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>

前中間連結会計期間 (平成19年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)	前連結会計年度 (平成20年3月31日現在)
<p>再評価を行った年月日 当行 平成10年3月31日及び 平成14年3月31日 一部の連結子会社 平成11年3月31日、 平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 当行 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。</p> <p>一部の連結子会社 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額は494,073百万円、リース資産の減価償却累計額は30,743百万円であります。</p> <p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 67,070百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金521,500百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債には、劣後特約付社債2,255,632百万円が含まれております。</p> <p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,258,816百万円であります。</p>	<p>再評価を行った年月日 当行 平成10年3月31日及び 平成14年3月31日 一部の連結子会社及び持分法適用の関連会社 平成11年3月31日、 平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 当行 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。</p> <p>一部の連結子会社及び持分法適用の関連会社 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 506,371百万円</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金503,000百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債には、劣後特約付社債2,245,437百万円が含まれております。</p> <p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,216,409百万円であります。</p>	<p>再評価を行った年月日 当行 平成10年3月31日及び 平成14年3月31日 一部の連結子会社 平成11年3月31日、 平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 当行 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。</p> <p>一部の連結子会社 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額は486,116百万円、リース資産の減価償却累計額は30,500百万円であります。</p> <p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 66,936百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金523,500百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債には、劣後特約付社債2,281,432百万円が含まれております。</p> <p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,179,347百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																						
<p>1 その他経常収益には、株式等売却益13,725百万円及び持分法による投資利益12,366百万円を含んでおります。</p> <p>2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額68,202百万円、貸出金償却58,234百万円及び株式等償却60,315百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益は、固定資産処分益1,118百万円及び償却債権取立益177百万円であります。</p> <p>4 特別損失は、固定資産処分損704百万円及び減損損失3,095百万円であります。</p> <p>5 当中間連結会計期間において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>1 その他経常収益には、株式等売却益7,523百万円及び持分法による投資利益8,498百万円を含んでおります。</p> <p>2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額129,498百万円、貸出金償却138,421百万円、株式等償却24,119百万円及び延滞債権等を売却したことによる損失14,751百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益は、固定資産処分益908百万円及び償却債権取立益528百万円であります。</p> <p>4 特別損失は、固定資産処分損1,515百万円及び減損損失1,331百万円であります。</p> <p>5 当中間連結会計期間において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>1 その他経常収益には、株式等売却益36,762百万円を含んでおります。</p> <p>2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額56,364百万円、貸出金償却129,538百万円、株式等償却61,965百万円、延滞債権等を売却したことによる損失35,069百万円及び持分法による投資損失42,616百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益には、固定資産処分益5,592百万円、償却債権取立益947百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別損失は、固定資産処分損10,700百万円及び減損損失4,810百万円であります。</p> <p>5 当連結会計年度において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>遊休資産 11物件</td> <td>土地、 建物等</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>近畿圏</td> <td>遊休資産 8物件</td> <td>土地、 建物等</td> <td>2,553</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産 8物件</td> <td>土地、 建物等</td> <td>262</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点(物理的に同一の資産を共有する拠点)をグルーピングの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また、遊休資産については、物件ごとにグルーピングの単位としております。また、連結子会社については、各営業拠点をグルーピングの最小単位とする等の方法でグルーピングを行っております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)	首都圏	遊休資産 11物件	土地、 建物等	280	近畿圏	遊休資産 8物件	土地、 建物等	2,553	その他	遊休資産 8物件	土地、 建物等	262	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>遊休資産 16物件</td> <td>土地、 建物等</td> <td>403</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">近畿圏</td> <td>営業用店舗 2カ店</td> <td rowspan="2">土地、 建物等</td> <td>162</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 5物件</td> <td>578</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産 8物件</td> <td>土地、 建物等</td> <td>186</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点(物理的に同一の資産を共有する拠点)をグルーピングの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また、遊休資産については、物件ごとにグルーピングの単位としております。また、連結子会社については、各営業拠点をグルーピングの最小単位とする等の方法でグルーピングを行っております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)	首都圏	遊休資産 16物件	土地、 建物等	403	近畿圏	営業用店舗 2カ店	土地、 建物等	162	遊休資産 5物件	578	その他	遊休資産 8物件	土地、 建物等	186	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">首都圏</td> <td>遊休資産 27物件</td> <td rowspan="2">土地、 建物等</td> <td>1,196</td> </tr> <tr> <td>その他 2物件</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">近畿圏</td> <td>営業用店舗 3カ店</td> <td rowspan="2">土地、 建物等</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 18物件</td> <td>3,086</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産 13物件</td> <td>土地、 建物等</td> <td>451</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点(物理的に同一の資産を共有する拠点)をグルーピングの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また、遊休資産については、物件ごとにグルーピングの単位としております。また、連結子会社については、各営業拠点をグルーピングの最小単位とする等の方法でグルーピングを行っております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)	首都圏	遊休資産 27物件	土地、 建物等	1,196	その他 2物件	69	近畿圏	営業用店舗 3カ店	土地、 建物等	6	遊休資産 18物件	3,086	その他	遊休資産 13物件	土地、 建物等	451
地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)																																																					
首都圏	遊休資産 11物件	土地、 建物等	280																																																					
近畿圏	遊休資産 8物件	土地、 建物等	2,553																																																					
その他	遊休資産 8物件	土地、 建物等	262																																																					
地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)																																																					
首都圏	遊休資産 16物件	土地、 建物等	403																																																					
近畿圏	営業用店舗 2カ店	土地、 建物等	162																																																					
	遊休資産 5物件		578																																																					
その他	遊休資産 8物件	土地、 建物等	186																																																					
地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)																																																					
首都圏	遊休資産 27物件	土地、 建物等	1,196																																																					
	その他 2物件		69																																																					
近畿圏	営業用店舗 3カ店	土地、 建物等	6																																																					
	遊休資産 18物件		3,086																																																					
その他	遊休資産 13物件	土地、 建物等	451																																																					

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>当中間連結会計期間は、当行では遊休資産について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>回収可能価額は、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。</p>	<p>当中間連結会計期間は、当行では遊休資産について、また、連結子会社については、営業用店舗について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>回収可能価額は、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。</p>	<p>当連結会計年度は、当行では遊休資産について、また、連結子会社については、営業用店舗、遊休資産等について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>回収可能価額は、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	56,355,849			56,355,849	
第1回第六種優先株式	70,001			70,001	
合計	56,425,850			56,425,850	

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			前連結 会計年度末	当中間連結会計期間			
			増加	減少			
連結子会社					27		
合計					27		

3 配当に関する事項

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月19日 取締役会	普通株式	71,515	利益剰余金	1,269	平成19年9月30日	平成19年11月19日
	第1回第六種優先株式	3,097	利益剰余金	44,250	平成19年9月30日	平成19年11月19日

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	56,355,849			56,355,849	
第1回第六種優先株式	70,001			70,001	
合計	56,425,850			56,425,850	

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			前連結 会計年度末	当中間連結会計期間 増加	当中間連結 会計期間末 減少		
連結子会社					56		
合計					56		

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	12,285	218	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第1回第六種優先株式	3,097	44,250	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	75,460	利益剰余金	1,339	平成20年9月30日	平成20年11月28日
	第1回第六種優先株式	3,097	利益剰余金	44,250	平成20年9月30日	平成20年11月28日

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前連結会計 年度末株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	56,355,849			56,355,849	
第1回第六種優先株式	70,001			70,001	
合計	56,425,850			56,425,850	

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株 予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結 会計年度 末残高 (百万円)	摘要
			前連結 会計年度末	当連結会計年度			
				増加	減少		
連結子会社						43	
合計						43	

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月19日 取締役会	普通株式	71,515	1,269	平成19年9月30日	平成19年11月19日
	第1回第六種優先株式	3,097	44,250	平成19年9月30日	平成19年11月19日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	12,285	利益剰余金	218	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第1回第六種優先株式	3,097	利益剰余金	44,250	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																				
<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>平成19年9月30日現在</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">5,876,290</td> </tr> <tr> <td>有利息預け金</td> <td style="text-align: right;">3,438,597</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,437,692</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	5,876,290	有利息預け金	3,438,597	現金及び現金同等物	2,437,692	<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>平成20年9月30日現在</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">5,729,938</td> </tr> <tr> <td>有利息預け金</td> <td style="text-align: right;">2,103,009</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,626,928</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	5,729,938	有利息預け金	2,103,009	現金及び現金同等物	3,626,928	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>平成20年3月31日現在</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">4,947,520</td> </tr> <tr> <td>有利息預け金</td> <td style="text-align: right;">2,226,977</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,720,542</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	4,947,520	有利息預け金	2,226,977	現金及び現金同等物	2,720,542																		
現金預け金勘定	5,876,290																																					
有利息預け金	3,438,597																																					
現金及び現金同等物	2,437,692																																					
現金預け金勘定	5,729,938																																					
有利息預け金	2,103,009																																					
現金及び現金同等物	3,626,928																																					
現金預け金勘定	4,947,520																																					
有利息預け金	2,226,977																																					
現金及び現金同等物	2,720,542																																					
<p>2 重要な非資金取引の内容</p> <p>議決権の所有割合の増加により新たに連結子会社となった株式会社クオーク他2社の資産及び負債の主な内訳は以下のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>資産</td> <td style="text-align: right;">1,504,288</td> </tr> <tr> <td>(うちその他資産</td> <td style="text-align: right;">548,428</td> </tr> <tr> <td> 支払承諾見返</td> <td style="text-align: right;">891,593)</td> </tr> <tr> <td>負債</td> <td style="text-align: right;">1,471,831</td> </tr> <tr> <td>(うち借入金</td> <td style="text-align: right;">436,628</td> </tr> <tr> <td> 支払承諾</td> <td style="text-align: right;">891,593)</td> </tr> </table>	資産	1,504,288	(うちその他資産	548,428	支払承諾見返	891,593)	負債	1,471,831	(うち借入金	436,628	支払承諾	891,593)	<p>2 重要な非資金取引の内容</p> <p>議決権の所有割合の増加により新たに連結子会社となった株式会社クオーク他2社の資産及び負債の主な内訳は以下のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>資産</td> <td style="text-align: right;">1,504,288</td> </tr> <tr> <td>(うちその他資産</td> <td style="text-align: right;">548,428</td> </tr> <tr> <td> 支払承諾見返</td> <td style="text-align: right;">891,593)</td> </tr> <tr> <td>負債</td> <td style="text-align: right;">1,471,831</td> </tr> <tr> <td>(うち借入金</td> <td style="text-align: right;">436,628</td> </tr> <tr> <td> 支払承諾</td> <td style="text-align: right;">891,593)</td> </tr> </table>	資産	1,504,288	(うちその他資産	548,428	支払承諾見返	891,593)	負債	1,471,831	(うち借入金	436,628	支払承諾	891,593)	<p>2 重要な非資金取引の内容</p> <p>議決権の所有割合の増加により新たに連結子会社となった株式会社クオーク他2社の資産及び負債の主な内訳は以下のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>資産</td> <td style="text-align: right;">1,504,288</td> </tr> <tr> <td>(うちその他資産</td> <td style="text-align: right;">548,428</td> </tr> <tr> <td> 支払承諾見返</td> <td style="text-align: right;">891,593)</td> </tr> <tr> <td>負債</td> <td style="text-align: right;">1,471,831</td> </tr> <tr> <td>(うち借入金</td> <td style="text-align: right;">436,628</td> </tr> <tr> <td> 支払承諾</td> <td style="text-align: right;">891,593)</td> </tr> </table>	資産	1,504,288	(うちその他資産	548,428	支払承諾見返	891,593)	負債	1,471,831	(うち借入金	436,628	支払承諾	891,593)
資産	1,504,288																																					
(うちその他資産	548,428																																					
支払承諾見返	891,593)																																					
負債	1,471,831																																					
(うち借入金	436,628																																					
支払承諾	891,593)																																					
資産	1,504,288																																					
(うちその他資産	548,428																																					
支払承諾見返	891,593)																																					
負債	1,471,831																																					
(うち借入金	436,628																																					
支払承諾	891,593)																																					
資産	1,504,288																																					
(うちその他資産	548,428																																					
支払承諾見返	891,593)																																					
負債	1,471,831																																					
(うち借入金	436,628																																					
支払承諾	891,593)																																					

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 11,697百万円 その他 1,191百万円 合計 12,888百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 4,973百万円 その他 645百万円 合計 5,619百万円 中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 6,723百万円 その他 545百万円 合計 7,268百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 2,211百万円 1年超 5,300百万円 合計 7,511百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 1,115百万円 減価償却費相当額 983百万円 支払利息相当額 128百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 		<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 11,585百万円 その他 1,170百万円 合計 12,755百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 5,094百万円 その他 655百万円 合計 5,749百万円 年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 6,491百万円 その他 514百万円 合計 7,006百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 2,270百万円 1年超 5,075百万円 合計 7,345百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 2,437百万円 減価償却費相当額 2,149百万円 支払利息相当額 269百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 取得価額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 45,091百万円 その他 2,850百万円 合計 47,942百万円 減価償却累計額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 27,101百万円 その他 1,478百万円 合計 28,580百万円 中間連結会計期間末残高 <ul style="list-style-type: none"> 動産 17,989百万円 その他 1,372百万円 合計 19,361百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 7,448百万円 1年超 12,976百万円 合計 20,424百万円 ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料 4,569百万円 減価償却費 3,941百万円 受取利息相当額 555百万円 ・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額との合計額から、これに対応するリース物件の取得価額を控除した金額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 10,822百万円 1年超 45,889百万円 合計 56,711百万円 <p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 460百万円 1年超 590百万円 合計 1,050百万円 <p>なお、上記1、2に記載した貸手側の未経過リース料のうち3,651百万円を借入金等の担保に提供しております。</p>		<p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 取得価額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 43,843百万円 その他 3,099百万円 合計 46,943百万円 減価償却累計額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 26,493百万円 その他 1,560百万円 合計 28,054百万円 年度末残高 <ul style="list-style-type: none"> 動産 17,350百万円 その他 1,539百万円 合計 18,889百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 7,484百万円 1年超 12,626百万円 合計 20,111百万円 ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料 9,145百万円 減価償却費 7,866百万円 受取利息相当額 1,090百万円 ・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額との合計額から、これに対応するリース物件の取得価額を控除した金額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 9,179百万円 1年超 52,368百万円 合計 61,548百万円 <p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 426百万円 1年超 454百万円 合計 880百万円 <p>なお、上記1、2に記載した貸手側の未経過リース料のうち4,110百万円を借入金等の担保に提供しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																						
	<p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <p>リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 主として、事務システム機器等及び店用車であります。</p> <p>(イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 貸手側</p> <p>リース投資資産の内訳</p> <table border="1" data-bbox="662 716 989 929"> <tr><td>リース料</td><td>139,757百万円</td></tr> <tr><td>債権部分</td><td></td></tr> <tr><td>見積残存</td><td>38,620百万円</td></tr> <tr><td>価額部分</td><td></td></tr> <tr><td>受取利息</td><td>△25,728百万円</td></tr> <tr><td>相当額</td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td>152,648百万円</td></tr> </table> <p>リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収予定額</p> <table border="1" data-bbox="646 1041 997 1411"> <thead> <tr> <th></th> <th>リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)</th> <th>リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年以内</td><td>17</td><td>11,133</td></tr> <tr><td>1年超 2年以内</td><td>17</td><td>12,034</td></tr> <tr><td>2年超 3年以内</td><td>14</td><td>9,521</td></tr> <tr><td>3年超 4年以内</td><td>—</td><td>11,512</td></tr> <tr><td>4年超 5年以内</td><td>—</td><td>30,796</td></tr> <tr><td>5年超</td><td>—</td><td>64,760</td></tr> <tr><td>合計</td><td>50</td><td>139,757</td></tr> </tbody> </table>	リース料	139,757百万円	債権部分		見積残存	38,620百万円	価額部分		受取利息	△25,728百万円	相当額		合計	152,648百万円		リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)	1年以内	17	11,133	1年超 2年以内	17	12,034	2年超 3年以内	14	9,521	3年超 4年以内	—	11,512	4年超 5年以内	—	30,796	5年超	—	64,760	合計	50	139,757	
リース料	139,757百万円																																							
債権部分																																								
見積残存	38,620百万円																																							
価額部分																																								
受取利息	△25,728百万円																																							
相当額																																								
合計	152,648百万円																																							
	リース債権に係るリース料債権部分 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)																																						
1年以内	17	11,133																																						
1年超 2年以内	17	12,034																																						
2年超 3年以内	14	9,521																																						
3年超 4年以内	—	11,512																																						
4年超 5年以内	—	30,796																																						
5年超	—	64,760																																						
合計	50	139,757																																						

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)												
	<p>リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、平成19年連結会計年度末日におけるリース資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「リース債権及びリース投資資産」の期首の価額として計上しております。</p> <p>また、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。</p> <p>このため、当該所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行った場合に比べ、税金等調整前中間純利益は439百万円少なく計上されております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table data-bbox="638 1142 989 1243"> <tr> <td>1年内</td> <td>10,296百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>55,511百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>65,807百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 貸手側</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table data-bbox="638 1377 989 1478"> <tr> <td>1年内</td> <td>760百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,910百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,670百万円</td> </tr> </table> <p>なお、貸手側の未経過リース料のうち0百万円を借入金等の担保に提供しております。</p>	1年内	10,296百万円	1年超	55,511百万円	合計	65,807百万円	1年内	760百万円	1年超	1,910百万円	合計	2,670百万円	
1年内	10,296百万円													
1年超	55,511百万円													
合計	65,807百万円													
1年内	760百万円													
1年超	1,910百万円													
合計	2,670百万円													

(有価証券関係)

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間

- 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	629,520	624,234	5,285
地方債	97,206	95,885	1,321
社債	386,456	383,881	2,575
その他	5,630	5,633	2
合計	1,118,814	1,109,634	9,179

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

- 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	1,957,354	3,691,880	1,734,525
債券	7,907,463	7,744,223	163,239
国債	6,742,463	6,592,967	149,495
地方債	437,521	430,861	6,659
社債	727,478	720,394	7,083
その他	3,731,060	3,690,084	40,976
合計	13,595,878	15,126,188	1,530,310

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

- 2 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は69,468百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
売掛債権信託受益権等	1,236
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	390,023
非上場債券	2,715,372
非上場外国証券	694,949
その他	614,338

当中間連結会計期間

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	1,093,660	1,099,428	5,768
地方債	97,262	97,314	51
社債	391,896	392,709	812
その他	11,991	11,648	343
合計	1,594,810	1,601,100	6,289

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	2,002,697	2,791,676	788,978
債券	8,360,212	8,300,698	59,514
国債	7,459,817	7,406,465	53,351
地方債	300,047	297,759	2,287
社債	600,348	596,473	3,874
その他	4,539,106	4,432,497	106,609
合計	14,902,017	15,524,872	622,854

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は12,955百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
売掛債権信託受益権等	15,918
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	354,129
非上場債券	2,837,053
非上場外国証券	856,488
その他	524,128

Ⅲ 前連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	1,072,123	576

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	614,281	625,028	10,747	12,035	1,287
地方債	97,311	98,903	1,591	1,591	—
社債	390,070	394,679	4,608	4,752	143
その他	9,178	8,985	△192	—	192
合計	1,110,841	1,127,597	16,755	18,379	1,623

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	1,954,548	2,899,236	944,688	1,003,144	58,455
債券	9,864,226	9,731,333	△132,892	18,645	151,537
国債	8,858,182	8,725,667	△132,515	16,924	149,439
地方債	342,677	341,916	△760	308	1,069
社債	663,366	663,750	383	1,412	1,028
その他	5,293,304	5,235,965	△57,339	24,467	81,807
合計	17,112,078	17,866,535	754,456	1,046,257	291,800

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は95,618百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落

要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	35,015,598	145,044	33,514

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
売掛債権信託受益権等	11,672
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	369,488
非上場債券	2,822,613
非上場外国証券	724,537
その他	534,887

7 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	2,571,380	7,669,222	1,675,020	1,739,846
国債	1,919,499	5,205,941	521,200	1,693,316
地方債	142,310	142,937	153,582	398
社債	509,570	2,320,343	1,000,238	46,131
その他	821,798	3,841,194	580,023	562,258
合計	3,393,179	11,510,417	2,255,044	2,302,105

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間

1 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	2,549	2,627	78

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

当中間連結会計期間

1 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	7,655	7,519	136

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

前連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	1,488	3

2 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	5,870	5,841	29		29

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	1,530,596
その他有価証券	1,530,518
その他の金銭の信託	78
()繰延税金負債	465,206
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,065,390
()少数株主持分相当額	4,301
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	683
その他有価証券評価差額金	1,061,772

(注) その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く。)を含んでおりません。

当中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	622,546
その他有価証券	622,682
その他の金銭の信託	136
()繰延税金負債	153,237
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	469,309
()少数株主持分相当額	3,752
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	1,387
その他有価証券評価差額金	471,674

(注) その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く。)を含んでおりません。

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	754,366
その他有価証券	754,396
その他の金銭の信託	29
()繰延税金負債	196,546
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	557,819
()少数株主持分相当額	1,319
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	1,125
その他有価証券評価差額金	558,013

(注) その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く。)を含んでおりません。

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	119,270,426	2,088	2,088
	金利オプション	111,548	0	0
店頭	金利先渡契約	4,584,433	△17	△17
	金利スワップ	434,852,621	84,007	84,007
	金利スワップション	8,237,708	19,422	19,422
	キャップ	45,458,961	△13,767	△13,767
	フロアー	6,222,614	△1,335	△1,335
	その他	7,231,835	22,013	22,013
	合計	—	112,412	112,412

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	22,172,254	43,572	106,075
	通貨スワップション	1,571,635	9,699	9,699
	為替予約	58,247,707	△131,623	△131,623
	通貨オプション	11,459,954	△48,197	△48,197
	合計	—	△126,548	△64,045

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物	162,186	△1,981	△1,981
店頭	有価証券店頭オプション	517,185	0	0
	合計	—	△1,981	△1,981

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	3,716,029	3	3
	債券先物オプション	10,000	27	27
店頭	債券先渡契約	69,716	1,731	1,731
	合計	—	1,762	1,762

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	商品先物	430	43	43
店頭	商品スワップ	556,848	83,587	83,587
	商品オプション	49,973	5,147	5,147
	合計	—	88,777	88,777

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2 商品は燃料及び金属等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	3,294,459	1,257	1,257
	その他	85	0	0
	合計	—	1,257	1,257

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

当中間連結会計期間

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	63,213,718	3,435	3,435
店頭	金利先渡契約	11,523,066	18	18
	金利スワップ	418,525,499	130,004	130,004
	金利スワップション	6,231,878	13,301	13,301
	キャップ	49,644,165	20,121	20,121
	フロアー	9,326,991	9,941	9,941
	その他	7,016,546	50,412	50,412
	合計		167,071	167,071

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	24,995,272	16,483	89,906
	通貨スワップション	1,873,120	15,803	15,803
	為替予約	61,139,640	152,887	152,887
	通貨オプション	11,003,535	19,812	19,812
	合計		172,021	278,411

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	109,909	188	188
	株式指数オプション	7,066	137	137
店頭	有価証券店頭オプション	519,415	0	0
	合計		50	50

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	2,550,749	23	23
店頭	債券先渡契約	52,903	1,144	1,144
	債券店頭オプション	180,000	0	0
	合計		1,120	1,120

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	商品スワップ	557,623	75,958	75,958
	商品オプション	53,615	3,258	3,258
	合計		79,216	79,216

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2 商品は燃料及び金属等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	2,871,348	6,490	6,490
	その他	25	0	0
	合計		6,490	6,490

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行及び連結子会社で取扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引・金利・通貨・株式・債券・商品に係る先物取引・先渡取引・スワップ取引・オプション取引等の各種デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引・天候デリバティブ取引があります。

(2) 取引の利用目的、取組方針

当行では、お客様のヘッジニーズ、運用・調達ニーズの多様化・高度化に対応した金融商品を競争力ある価格で提供すること、預貸金業務や有価証券保有等に付随して発生する市場リスクをコントロールすること、また、積極的な市場取引の推進を通じて収益力の向上を図ることを目的として、デリバティブ取引を行っております。

金利・通貨等の相場の短期的な変動により利益を得ることを目的とするトレーディング取引については、東京及びニューヨーク・ロンドン・シンガポール・香港などの海外支店及び連結子会社に設置されたトレーディング担当部署が、一定の極度の範囲内で積極的かつ機動的に取引を行っております。

預貸金等の銀行業務に付随して発生する市場リスクの調整については、経営会議等で審議された方針に基づき、ALM担当部署がALMオペレーションとしてスワップ・金利先物取引等のデリバティブ取引を活用しております。これらALMオペレーションに係る取引のうち、ヘッジ目的の取引についてはヘッジ会計を適用しており、ヘッジ会計の方法としては繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する金利リスクに係る包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に定められた要件を満たす繰延ヘッジを適用しております。相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。個別ヘッジについても当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替リスクに係る包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に定められた要件に従い、ヘッジ手段である通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認の上、繰延ヘッジを適用しております。

連結子会社のうち、スワップハウス等の在外連結子会社におけるトレーディング担当部署でも、銀行本体に準じた目的・方針にて取引を行っております。上記連結子会社におけるトレーディング担当部署以外、及びその他の連結子会社におけるデリバティブ取引は、業務に付随して発生する市場リスクのコントロールを目的としております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場の相場変動により保有するポートフォリオの価値が変動し損失が発生する「市場リスク」、取引相手の財務状態の悪化により契約が履行されなくなり損失を被る「信用リスク」、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる「市場流動性リスク」等があります。

特にデリバティブ取引には、リスク内容が複雑な取引、僅かな当初資金で多額の損益が発生する可能性を有する取引が存在することから、高度なリスク管理が求められております。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当行では、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、リスクを経営体力比適正なレベルにコントロールした上で収益力の強化を図るという、「健全性の維持」と「収益力の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しております。実効性のあるリスク管理の実現のため、リスク管理に関する基本方針等については経営会議にて決定、取締役会の承認を得る体制としております。また、リスクの種類毎にリスク管理担当部署を定め、連結子会社を含めた各種リスクの管理を行っております。各リスク管理担当部署については業務担当部署から独立させる等、業務への十分な牽制が働くよう配慮しているほか、独立した監査担当部署が、業務の運営及びリスク管理の状況について監査を実施する体制としております。なお、デリバティブ取引を含む市場業務については、業務部門と事務部門・管理部門の分離により、取引の締結・執行、リスク量並びに損益について厳正なチェック機能が働く体制としております。

市場リスクには金利リスク、為替リスク等の種類がありますが、当行では高度な統計的手法を用いたVaR(バリュー・アット・リスク)により、予想される最大損失額を把握して統合的に管理しております。当行ではVaRの計測にヒストリカル・シミュレーション法を使用しております。

当行及び連結子会社の市場部門で保有する市場リスクの総量枠については、自己資本等の経営体力をもとに保守的に設定しております。また、政策投資株式に係る株価変動リスク等、市場部門以外の当行全体、及び主要連結子会社が保有する市場リスクについてもVaRを計測し、取締役会や経営会議にリスク状況が報告される体制としております。

信用リスクについては、時価ベースでの信用リスク額を定期的に算出し管理しております。相手方が、取引を頻繁に行う金融機関等である場合については、一括清算ネットィング契約等を締結する等、信用リスクを抑制する運営も行っております。

また、デリバティブ取引に係る市場流動性リスクの管理については、通貨・商品、取引期間等を特定した拠点別取引限度額を設定するとともに、金融先物取引等については、保有建玉を市場全体の未決済建玉残高の一定割合以内に限定しており、リスク管理担当部署で限度額遵守状況、市場動向等をモニタリングする体制としております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	28,529,253	1,219,498	△79,013	△79,013
	買建	31,429,238	2,102,835	84,575	84,575
	金利オプション				
	売建	411,164	—	△49	△49
	買建	411,164	—	51	51
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	5,487,572	189,577	31	31
	金利スワップ	431,697,269	306,921,150	171,365	171,365
	受取固定・支払変動	204,294,602	148,030,995	1,948,325	1,948,325
	受取変動・支払固定	204,720,702	143,672,533	△1,770,095	△1,770,095
	受取変動・支払変動	22,565,295	15,101,309	△1,749	△1,749
	金利スワップション				
	売建	3,948,380	2,108,111	△62,141	△62,141
	買建	3,332,135	2,261,063	66,519	66,519
	キャップ				
	売建	31,659,913	20,654,248	△13,437	△13,437
	買建	15,801,704	9,592,055	7,195	7,195
	フローアー				
	売建	3,612,695	1,156,798	△10,171	△10,171
	買建	5,876,742	2,307,702	2,566	2,566
	その他				
	売建	2,366,908	1,161,375	△23,224	△23,224
	買建	4,965,301	3,143,768	59,900	59,900
	合計	—	—	204,166	204,166

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	22,379,326	13,102,998	△43,029	160,284
	通貨スワップション				
	売建	829,741	824,731	△10,592	△10,592
	買建	930,422	908,013	27,161	27,161
	為替予約	56,365,694	5,744,295	140,221	140,221
	通貨オプション				
	売建	6,126,597	2,706,432	△289,853	△289,853
買建	5,963,302	2,662,166	315,610	315,610	
	合計	—	—	139,518	342,831

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	84,843	—	46	46
	買建	41,498	—	151	151
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	260,068	260,068	△32,730	△32,730
	買建	260,068	260,068	32,730	32,730
	合計	—	—	198	198

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデルにより算定しております。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	1,658,060	—	184	184
	買建	1,635,163	—	△762	△762
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	14,500	—	65	65	
店頭	債券先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	59,577	57,239	1,246	1,246
	債券店頭オプション				
	売建	240,000	—	△425	△425
買建	240,000	—	975	975	
	合計	—	—	1,283	1,283

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	商品先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	208	—	2	2
店頭	商品スワップ				
	固定価格受取・ 変動価格支払	296,505	267,523	△137,666	△137,666
	変動価格受取・ 固定価格支払	220,340	193,772	213,001	213,001
	商品オプション				
	売建	18,211	7,165	△2,011	△2,011
買建	38,455	26,786	6,595	6,595	
	合計	—	—	79,921	79,921

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、ニューヨーク・マーカンタイル取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。

3 商品は燃料及び金属等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	1,421,367	1,302,732	△39,531	△39,531
	買建	1,912,377	1,710,521	77,378	77,378
	その他				
	売建	10	—	△2	△2
	買建	10	—	2	2
	合計	—	—	37,846	37,846

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。
- 3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 12百万円

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 12百万円

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 29百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

連結子会社である関西アーバン銀行

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数(人)	役職員 45	役職員 44	役職員 65	役職員 174
ストック・オプションの数(株)(注)	普通株式 238,000	普通株式 234,000	普通株式 306,000	普通株式 399,000
付与日	平成13年7月31日	平成14年7月31日	平成15年7月31日	平成16年7月30日
権利確定条件	付されていない	付されていない	付されていない	付されていない
対象勤務期間	定めがない	定めがない	定めがない	定めがない
権利行使期間	平成15年6月29日から平成23年6月28日まで	平成16年6月28日から平成24年6月27日まで	平成17年6月28日から平成25年6月27日まで	平成18年6月30日から平成26年6月29日まで

決議年月日	平成17年6月29日	平成18年6月29日	平成18年6月29日	平成19年6月28日
付与対象者の区分及び人数(人)	役職員 183	取締役 9	取締役を兼務しない 執行役員 14 使用人 46	取締役 10
ストック・オプションの数(株)(注)	普通株式 464,000	普通株式 162,000	普通株式 115,000	普通株式 174,000
付与日	平成17年7月29日	平成18年7月31日	平成18年7月31日	平成19年7月31日
権利確定条件	付されていない	付されていない	付されていない	付されていない
対象勤務期間	定めがない	定めがない	定めがない	定めがない
権利行使期間	平成19年6月30日から平成27年6月29日まで	平成20年6月30日から平成28年6月29日まで	平成20年6月30日から平成28年6月29日まで	平成21年6月29日から平成29年6月28日まで

決議年月日	平成19年6月28日
付与対象者の 区分及び人数 (人)	取締役を兼務しない 執行役員 14 使用人 48
ストック・ オプション の数(株)(注)	普通株式 112,000
付与日	平成19年7月31日
権利確定条件	付されていない
対象勤務期間	定めがない
権利行使期間	平成21年6月29日から 平成29年6月28日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数 (注)

決議年月日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日
権利確定前(株)				
前連結会計年度末				
付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	174,000	174,000	256,000	363,000
権利確定				
権利行使	52,000	16,000	26,000	33,000
失効				
未行使残	122,000	158,000	230,000	330,000

決議年月日	平成17年6月29日	平成18年6月29日	平成18年6月29日	平成19年6月28日
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	464,000	162,000	115,000	
付与				174,000
失効				
権利確定	464,000			
未確定残		162,000	115,000	174,000
権利確定後(株)				
前連結会計年度末				
権利確定	464,000			
権利行使	13,000			
失効				
未行使残	451,000			

決議年月日	平成19年6月28日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	
付与	112,000
失効	
権利確定	
未確定残	112,000
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日
権利行使価格(円)	155	131	179	202
行使時平均株価(円)	415	358	360	380
付与日における 公正な評価単価(円)				

決議年月日	平成17年6月29日	平成18年6月29日	平成18年6月29日	平成19年6月28日
権利行使価格(円)	313	490	490	461
行使時平均株価(円)	335			
付与日における 公正な評価単価(円)		138	138	96

決議年月日	平成19年6月28日
権利行使価格(円)	461
行使時平均株価(円)	
付与日における 公正な評価単価(円)	96

(3) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

決議年月日	平成19年6月28日
株価変動性 (注) 1	36.91%
予想残存期間 (注) 2	5年
予想配当 (注) 3	5円/株
無リスク利率 (注) 4	1.39%

(注) 1 5年間(平成14年6月から平成19年6月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3 平成19年3月期の配当実績によります。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,464,569	90,185	1,554,755	—	1,554,755
(2) セグメント間の内部 経常収益	16,164	93,237	109,402	(109,402)	—
計	1,480,734	183,423	1,664,157	(109,402)	1,554,755
経常費用	1,217,392	121,741	1,339,133	(100,413)	1,238,720
経常利益	263,342	61,681	325,023	(8,988)	316,035

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) その他事業………リース、証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、
システム開発・情報処理業

3 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項(8)に記載のとおり、役員退職慰労金は、従来は支出時に費用処理しておりましたが、前連結会計年度の下期において役員退職慰労引当金を計上する方法に変更しました。そのため、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、「経常利益」は「銀行業」について4,556百万円、「その他事業」について1,136百万円それぞれ多く計上されております。

4 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項(9)に記載のとおり、負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、従来は払戻時に損失処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付けで公表されたことを踏まえ、当中間連結会計期間より過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「経常利益」は「銀行業」について11,716百万円減少しております。

Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	銀行業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,444,122	98,546	1,542,669	—	1,542,669
(2) セグメント間の内部 経常収益	16,518	95,783	112,302	(112,302)	—
計	1,460,640	194,330	1,654,971	(112,302)	1,542,669
経常費用	1,316,291	156,139	1,472,430	(108,059)	1,364,371
経常利益	144,349	38,191	182,540	(4,242)	178,297

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) その他事業………リース、証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、
システム開発・情報処理業

3 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「経常収益」は「その他事業」について4,251百万円減少し、「経常費用」は「銀行業」について6百万円、「その他事業」について4,238百万円減少しております。

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	銀行業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	3,210,194	200,858	3,411,052	—	3,411,052
(2) セグメント間の内部 経常収益	34,804	177,796	212,601	(212,601)	—
計	3,244,999	378,655	3,623,654	(212,601)	3,411,052
経常費用	2,503,260	371,125	2,874,385	(198,290)	2,676,094
経常利益	741,739	7,530	749,269	(14,310)	734,958

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) その他事業……リース、証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、
システム開発・情報処理業

3 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項(10)に記載のとおり、負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、従来は払戻時に損失処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で公表されたことを踏まえ、当連結会計年度より過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てる方法に変更しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「経常利益」は「銀行業」について10,417百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,174,866	137,632	130,261	111,994	1,554,755	—	1,554,755
(2) セグメント間の内部 経常収益	55,983	28,270	7,912	23,667	115,833	(115,833)	—
計	1,230,850	165,902	138,174	135,662	1,670,589	(115,833)	1,554,755
経常費用	996,988	126,668	122,014	100,101	1,345,772	(107,052)	1,238,720
経常利益	233,861	39,234	16,159	35,560	324,816	(8,781)	316,035

(注) 1 当行の本支店及び連結子会社について、地理的接近度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州・中近東」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には香港、シンガポール共和国、オーストラリア等が属しております。

3 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項(8)に記載のとおり、役員退職慰労金は、従来は支出時に費用処理しておりましたが、前連結会計年度の下期において役員退職慰労引当金を計上する方法に変更しました。そのため、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、「経常利益」は「日本」について5,693百万円多く計上されております。

4 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項(9)に記載のとおり、負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、従来は払戻時に損失処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付けで公表されたことを踏まえ、当中間連結会計期間より過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「経常利益」は「日本」について11,716百万円減少しております。

Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,185,654	116,493	132,066	108,455	1,542,669	—	1,542,669
(2) セグメント間の内部 経常収益	65,926	43,174	3,821	12,937	125,859	(125,859)	—
計	1,251,581	159,667	135,887	121,392	1,668,528	(125,859)	1,542,669
経常費用	1,101,197	141,871	136,878	105,360	1,485,309	(120,938)	1,364,371
経常利益 (△は経常損失)	150,383	17,795	△991	16,031	183,219	(4,921)	178,297

(注) 1 当行の本支店及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州・中近東」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には中華人民共和国、シンガポール共和国、オーストラリア連邦等が属しております。

3 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「経常収益」は「日本」について4,251百万円減少し、「経常費用」は「日本」について4,244百万円減少しております。

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	2,727,441	257,389	248,304	177,917	3,411,052	—	3,411,052
(2) セグメント間の 内部経常収益	125,780	59,401	11,043	37,541	233,766	(233,766)	—
計	2,853,221	316,790	259,347	215,459	3,644,819	(233,766)	3,411,052
経常費用	2,279,552	214,985	248,377	150,159	2,893,074	(216,979)	2,676,094
経常利益	573,669	101,805	10,970	65,300	751,745	(16,786)	734,958

(注) 1 当行の本支店及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州・中近東」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には香港、シンガポール共和国、オーストラリア等が属しております。

3 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項(10)に記載のとおり、負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、従来は払戻時に損失処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で公表されたことを踏まえ、当連結会計年度より過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てる方法に変更しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「経常利益」は「日本」について10,417百万円減少しております。

【海外経常収益】

I 前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	379,888
II 連結経常収益	1,554,755
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	24.4

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2 海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに在外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

II 当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	357,014
II 連結経常収益	1,542,669
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	23.1

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2 海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに在外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

III 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	683,611
II 連結経常収益	3,411,052
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	20.0

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2 海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに在外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

(開示対象特別目的会社関係)

I 前中間連結会計期間

1 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当行は、顧客から売掛債権の金銭債権買取業務等を行う特別目的会社(ケイマン法人及び有限責任中間法人等の形態によっております。)14社に係る借入及びコマーシャル・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。

特別目的会社14社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は2,865,600百万円、負債総額(単純合算)は2,865,738百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、当行は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2 当中間連結会計期間における特別目的会社との取引金額等

(単位：百万円)

	主な取引の当中間連結 会計期間末残高 (平成19年9月30日現在)	主な損益 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	
		(項目)	(金額)
貸出金	2,158,322	貸出金利息	3,950
信用枠	859,423	役務取引等収益	1,541
流動性枠	429,459	—	—

II 前連結会計年度

1 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当行は、顧客から売掛債権の金銭債権買取業務等を行う特別目的会社(ケイマン法人及び有限責任中間法人等の形態によっております。)14社に係る借入及びコマーシャル・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。

特別目的会社14社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は3,219,524百万円、負債総額(単純合算)は3,219,835百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、当行は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2 当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等

(単位：百万円)

	主な取引の当連結 会計年度末残高 (平成20年3月31日現在)	主な損益 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		(項目)	(金額)
貸出金	1,803,952	貸出金利息	25,194
信用枠	905,533	役務取引等収益	2,509
流動性枠	326,074	—	—

(企業結合等関係)

- I 前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
該当ありません。

- II 当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
該当ありません。

- III 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
企業結合等関係について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	67,409.07	59,077.75	60,442.81
1株当たり中間(当期)純利益金額	円	2,984.80	1,630.06	6,132.91
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	2,984.74	1,628.13	6,132.75

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	171,308	94,960	351,820
普通株主に帰属しない金額	百万円	3,097	3,097	6,195
(うち優先配当額)	百万円	3,097	3,097	6,195
普通株式に係る中間(当期) 純利益	百万円	168,211	91,863	345,625
普通株式の(中間)期中平均 株式数	千株	56,355	56,355	56,355
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	△3	△108	△9
(うち連結子会社及び 持分法適用関連会社 の潜在株式による 調整額)	百万円	△3	△108	△9
普通株式増加数	千株	—	—	—
(うち優先株式)	千株	—	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—	—

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (平成19年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (平成20年9月30日現在)	前連結会計年度 (平成20年3月31日現在)
純資産の部の合計額	百万円	5,410,538	5,203,322	5,080,747
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	1,611,642	1,873,946	1,674,441
(うち優先株式)	百万円	210,003	210,003	210,003
(うち優先配当額)	百万円	3,097	3,097	3,097
(うち新株予約権)	百万円	27	56	43
(うち少数株主持分)	百万円	1,398,514	1,660,788	1,461,297
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	3,798,895	3,329,376	3,406,305
1株当たり純資産額の 算定に用いられた中間 期末(期末)の普通株式の数	千株	56,355	56,355	56,355

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																						
	<p>1 当行は、平成20年11月19日開催の取締役会において、当行保有の海外特別目的子会社が発行した優先出資証券を償還することを承認する決議をいたしました。償還される優先出資証券の概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 発行体 Sakura Preferred Capital (Cayman) Limited</p> <p>(2) 発行証券の種類 配当非累積的永久優先出資証券</p> <p>(3) 償還総額 Initial Series 258,750百万円 Series B 25,000百万円</p> <p>(4) 償還予定日 平成21年1月26日</p> <p>(5) 償還理由 任意償還期日の到来による</p> <p>2 当行は、平成20年11月19日開催の取締役会において、海外特別目的子会社による優先出資証券を発行することとし、かかる優先出資証券の発行を目的とする100%出資子会社SMBC Preferred Capital JPY 2 Limitedを英国領ケイマン諸島に設立することを決議いたしました。</p> <p>決議された発行予定の優先出資証券の概要は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="598 1435 986 1955"> <tr> <td>発行体</td> <td>SMBC Preferred Capital JPY 2 Limited</td> </tr> <tr> <td>発行体</td> <td>英国領ケイマン諸島に新たに設立する、当行が議決権を100%保有する海外特別目的子会社</td> </tr> <tr> <td>証券の種類</td> <td>円建配当非累積的永久優先出資証券 当行普通株式への交換権は付与されません</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>当行に対する永久劣後特約付貸付金に充当予定</td> </tr> <tr> <td>優先順位</td> <td>本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当行が発行する優先株式と実質的に同順位</td> </tr> <tr> <td>発行形態</td> <td>SMFG Preferred Capital JPY 2 Limitedに対して全額割り当てる</td> </tr> <tr> <td>上場</td> <td>非上場</td> </tr> </table> <p>(注) 関係法令に基づき必要な届出、許認可の効力発生を前提としております。</p>	発行体	SMBC Preferred Capital JPY 2 Limited	発行体	英国領ケイマン諸島に新たに設立する、当行が議決権を100%保有する海外特別目的子会社	証券の種類	円建配当非累積的永久優先出資証券 当行普通株式への交換権は付与されません	発行総額	未定	資金使途	当行に対する永久劣後特約付貸付金に充当予定	優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当行が発行する優先株式と実質的に同順位	発行形態	SMFG Preferred Capital JPY 2 Limitedに対して全額割り当てる	上場	非上場	<p>1 当行は、平成20年4月28日開催の取締役会において、当行保有の海外特別目的子会社が発行した優先出資証券を償還することを決議いたしました。償還される優先出資証券の概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 発行体 SB Treasury Company L. L. C.</p> <p>(2) 発行証券の種類 配当非累積的永久優先出資証券</p> <p>(3) 償還総額 1,800百万米ドル</p> <p>(4) 償還予定日 平成20年6月30日</p> <p>(5) 償還理由 任意償還期日の到来による</p> <p>2 当行は、平成20年4月28日開催の取締役会において、海外特別目的子会社による優先出資証券を発行することとし、かかる優先出資証券の発行を目的とする100%出資子会社SMBC Preferred Capital USD 2 Limitedを英国領ケイマン諸島に設立することを決議し、平成20年5月12日付で同社普通株式への払込みを完了いたしました。</p> <p>発行した優先出資証券の概要は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="1018 1335 1404 1933"> <tr> <td>発行体</td> <td>SMBC Preferred Capital USD 2 Limited</td> </tr> <tr> <td>発行体</td> <td>英国領ケイマン諸島に新たに設立した、当行が議決権を100%保有する海外特別目的子会社</td> </tr> <tr> <td>証券の種類</td> <td>米ドル建配当非累積的永久優先出資証券 当行普通株式への交換権は付与されません</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td>1,800百万米ドル</td> </tr> <tr> <td>配当率</td> <td>年8.75% (固定)</td> </tr> <tr> <td>発行価格</td> <td>1証券あたり1千米ドル</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>当行に対する永久劣後特約付貸付金に充当</td> </tr> <tr> <td>優先順位</td> <td>本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当行が発行する優先株式と実質的に同順位</td> </tr> <tr> <td>発行形態</td> <td>SMFG Preferred Capital USD 2 Limitedに対して全額割り当てる</td> </tr> <tr> <td>上場</td> <td>非上場</td> </tr> <tr> <td>払込日</td> <td>平成20年5月12日</td> </tr> </table>	発行体	SMBC Preferred Capital USD 2 Limited	発行体	英国領ケイマン諸島に新たに設立した、当行が議決権を100%保有する海外特別目的子会社	証券の種類	米ドル建配当非累積的永久優先出資証券 当行普通株式への交換権は付与されません	発行総額	1,800百万米ドル	配当率	年8.75% (固定)	発行価格	1証券あたり1千米ドル	資金使途	当行に対する永久劣後特約付貸付金に充当	優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当行が発行する優先株式と実質的に同順位	発行形態	SMFG Preferred Capital USD 2 Limitedに対して全額割り当てる	上場	非上場	払込日	平成20年5月12日
発行体	SMBC Preferred Capital JPY 2 Limited																																							
発行体	英国領ケイマン諸島に新たに設立する、当行が議決権を100%保有する海外特別目的子会社																																							
証券の種類	円建配当非累積的永久優先出資証券 当行普通株式への交換権は付与されません																																							
発行総額	未定																																							
資金使途	当行に対する永久劣後特約付貸付金に充当予定																																							
優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当行が発行する優先株式と実質的に同順位																																							
発行形態	SMFG Preferred Capital JPY 2 Limitedに対して全額割り当てる																																							
上場	非上場																																							
発行体	SMBC Preferred Capital USD 2 Limited																																							
発行体	英国領ケイマン諸島に新たに設立した、当行が議決権を100%保有する海外特別目的子会社																																							
証券の種類	米ドル建配当非累積的永久優先出資証券 当行普通株式への交換権は付与されません																																							
発行総額	1,800百万米ドル																																							
配当率	年8.75% (固定)																																							
発行価格	1証券あたり1千米ドル																																							
資金使途	当行に対する永久劣後特約付貸付金に充当																																							
優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当行が発行する優先株式と実質的に同順位																																							
発行形態	SMFG Preferred Capital USD 2 Limitedに対して全額割り当てる																																							
上場	非上場																																							
払込日	平成20年5月12日																																							

(2) 【その他】

該当ありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (平成19年9月30日現在)	当中間会計期間 (平成20年9月30日現在)	前事業年度 要約貸借対照表 (平成20年3月31日現在)
資産の部			
現金預け金	8 5,689,816	8 5,512,854	8 4,948,530
コールローン	943,504	465,680	362,988
買現先勘定	340,745	52,689	328,544
債券貸借取引支払保証金	1,014,715	394,967	1,900,294
買入手形	309,253	11,351	11,094
買入金銭債権	468,404	8 464,819	8 447,538
特定取引資産	8 2,957,227	8 3,160,927	8 3,638,676
金銭の信託	2,627	8,983	7,329
有価証券	1, 2, 8, 16 19,860,123	1, 2, 8, 16 20,982,446	1, 2, 8, 16 22,758,241
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 55,025,706	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 58,541,953	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 56,957,813
外国為替	7 876,042	7 1,047,501	7 836,917
その他資産	8 1,496,635	8 1,995,678	8 2,196,999
有形固定資産	10, 11, 12 671,833	10, 11 683,073	10, 11, 12 676,072
無形固定資産	92,013	118,430	106,469
繰延税金資産	775,698	858,453	823,251
支払承諾見返	4,470,981	4,513,532	4,665,062
貸倒引当金	688,148	638,978	620,004
投資損失引当金	-	14,521	12,801
資産の部合計	94,307,182	98,159,845	100,033,020
負債の部			
預金	66,379,291	66,918,037	66,417,260
譲渡性預金	2,462,170	3,225,677	2,965,574
コールマネー	8 2,210,169	8 2,136,313	8 2,656,142
売現先勘定	8 121,012	8 979,331	8 1,825,481
債券貸借取引受入担保金	8 2,727,484	8 4,024,211	8 5,732,042
特定取引負債	1,683,577	1,759,392	2,307,304
借入金	8, 13 4,222,916	8, 13 4,060,600	8, 13 3,798,333
外国為替	339,119	319,072	301,958
社債	14 3,591,901	14 3,408,919	14 3,539,110
信託勘定借	45,893	106,932	80,796
その他負債	2,121,978	3,217,389	2,178,263
未払法人税等	-	2,292	5,788
リース債務	-	2,489	-
その他の負債	-	3,212,608	2,172,475
賞与引当金	8,654	10,968	8,857
役員賞与引当金	-	-	496
役員退職慰労引当金	4,527	4,711	4,800
ポイント引当金	1,615	2,238	1,870
預金払戻引当金	10,839	7,023	9,587
特別法上の引当金	15 18	15 0	15 0
再評価に係る繰延税金負債	10 48,728	10 46,599	10 46,827
支払承諾	8 4,470,981	8 4,513,532	8 4,665,062
負債の部合計	90,450,881	94,740,953	96,539,771

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (平成19年9月30日現在)	当中間会計期間 (平成20年9月30日現在)	前事業年度 要約貸借対照表 (平成20年3月31日現在)
純資産の部			
資本金	664,986	664,986	664,986
資本剰余金	1,367,548	1,367,548	1,367,548
資本準備金	665,033	665,033	665,033
その他資本剰余金	702,514	702,514	702,514
利益剰余金	825,090	959,742	894,839
その他利益剰余金	825,090	959,742	894,839
海外投資等損失準備金	0	0	0
行員退職積立金	1,656	1,656	1,656
別途準備金	219,845	219,845	219,845
繰越利益剰余金	603,589	738,241	673,337
株主資本合計	2,857,625	2,992,277	2,927,374
その他有価証券評価差額金	1,057,093	474,219	558,103
繰延ヘッジ損益	82,394	69,272	13,787
土地再評価差額金	10 23,976	10 21,667	10 21,558
評価・換算差額等合計	998,675	426,614	565,874
純資産の部合計	3,856,300	3,418,892	3,493,249
負債及び純資産の部合計	94,307,182	98,159,845	100,033,020

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度 要約損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
経常収益	1,307,652	1,303,146	2,933,626
資金運用収益	940,051	937,566	1,866,277
(うち貸出金利息)	651,660	683,171	1,326,278
(うち有価証券利息配当金)	164,013	177,147	322,287
信託報酬	2,239	1,244	3,710
役務取引等収益	221,285	211,260	452,527
特定取引収益	103,277	3,889	440,985
その他業務収益	28,602	140,303	121,812
その他経常収益	※1 12,196	※1 8,882	※1 48,313
経常費用	1,149,803	1,181,038	2,422,886
資金調達費用	462,514	424,641	895,469
(うち預金利息)	238,995	170,640	426,846
役務取引等費用	64,128	64,178	120,165
特定取引費用	—	18,596	—
その他業務費用	50,325	51,808	384,906
営業経費	※2 325,372	※2 367,244	※2 659,992
その他経常費用	※3 247,462	※3 254,568	※3 362,353
経常利益	157,849	122,108	510,739
特別利益	935	883	11,051
特別損失	※4, ※5 3,574	※4, ※5 2,111	※4, ※5 14,336
税引前中間純利益	155,209	120,879	507,454
法人税、住民税及び事業税	7,210	7,152	16,031
法人税等調整額	84,200	33,332	285,680
法人税等合計		40,484	
中間純利益	63,798	80,394	205,742

【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	664,986	664,986	664,986
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	664,986	664,986	664,986
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	665,033	665,033	665,033
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	665,033	665,033	665,033
その他資本剰余金			
前期末残高	702,514	702,514	702,514
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	702,514	702,514	702,514
資本剰余金合計			
前期末残高	1,367,548	1,367,548	1,367,548
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	1,367,548	1,367,548	1,367,548
利益剰余金			
その他利益剰余金			
海外投資等損失準備金			
前期末残高	0	0	0
当中間期変動額			
海外投資等損失準備金の取崩	—	—	△0
当中間期変動額合計	—	—	△0
当中間期末残高	0	0	0
行員退職積立金			
前期末残高	1,656	1,656	1,656
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	1,656	1,656	1,656
別途準備金			
前期末残高	219,845	219,845	219,845
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	219,845	219,845	219,845

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
繰越利益剰余金			
前期末残高	539,526	673,337	539,526
当中間期変動額			
海外投資等損失準備金の取崩	—	—	0
剰余金の配当	—	△15,383	△74,613
中間純利益	63,798	80,394	205,742
土地再評価差額金の取崩	263	△108	2,681
当中間期変動額合計	64,062	64,903	133,810
当中間期末残高	603,589	738,241	673,337
利益剰余金合計			
前期末残高	761,028	894,839	761,028
当中間期変動額			
海外投資等損失準備金の取崩	—	—	—
剰余金の配当	—	△15,383	△74,613
中間純利益	63,798	80,394	205,742
土地再評価差額金の取崩	263	△108	2,681
当中間期変動額合計	64,062	64,903	133,810
当中間期末残高	825,090	959,742	894,839
株主資本合計			
前期末残高	2,793,563	2,927,374	2,793,563
当中間期変動額			
海外投資等損失準備金の取崩	—	—	—
剰余金の配当	—	△15,383	△74,613
中間純利益	63,798	80,394	205,742
土地再評価差額金の取崩	263	△108	2,681
当中間期変動額合計	64,062	64,903	133,810
当中間期末残高	2,857,625	2,992,277	2,927,374
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	1,259,814	558,103	1,259,814
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△202,720	△83,883	△701,711
当中間期変動額合計	△202,720	△83,883	△701,711
当中間期末残高	1,057,093	474,219	558,103
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△84,733	△13,787	△84,733
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2,339	△55,485	70,946
当中間期変動額合計	2,339	△55,485	70,946
当中間期末残高	△82,394	△69,272	△13,787

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
土地再評価差額金			
前期末残高	24,240	21,558	24,240
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△263	108	△2,681
当中間期変動額合計	△263	108	△2,681
当中間期末残高	23,976	21,667	21,558
評価・換算差額等合計			
前期末残高	1,199,320	565,874	1,199,320
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△200,645	△139,260	△633,445
当中間期変動額合計	△200,645	△139,260	△633,445
当中間期末残高	998,675	426,614	565,874
純資産合計			
前期末残高	3,992,884	3,493,249	3,992,884
当中間期変動額			
海外投資等損失準備金の取崩	—	—	—
剰余金の配当	—	△15,383	△74,613
中間純利益	63,798	80,394	205,742
土地再評価差額金の取崩	263	△108	2,681
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△200,645	△139,260	△633,445
当中間期変動額合計	△136,583	△74,356	△499,635
当中間期末残高	3,856,300	3,418,892	3,493,249

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 特定取引資産・負債の 評価基準及び収益・費用 の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
2 有価証券の評価基準及び 評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については中間決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1及び2(1)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>
3 デリバティブ取引の評 価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、定額法(ただし、動産については定率法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 7年～50年 動産 2年～20年 なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 また、当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定額法(ただし、建物以外については定率法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 7年～50年 その他 2年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、定額法(ただし、動産については定率法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 7年～50年 動産 2年～20年 なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 また、当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
	(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同左	(2) 無形固定資産 同左
	—	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	—
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>なお、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が3カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は319,472百万円であります。</p>	<p>なお、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が3カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は446,096百万円であります。</p>	<p>なお、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が3カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は333,811百万円であります。</p>
		(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同左	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	_____	_____	(4) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員(執行役員を含む、以下同じ。)に対する賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理	(4) 退職給付引当金 同左	(5) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理
	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当中間会計期間末の要支給額を計上しております。 役員退職慰労金は、従来は支出時に費用処理しておりましたが、前事業年度の下期において役員退職慰労引当金を計上する方法に変更しました。そのため、前中間会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ4,025百万円多く計上されております。	(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当中間会計期間末の要支給額を計上しております。	(6) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。
	(5) ポイント引当金 ポイント引当金は、「One's plus」におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。	(6) ポイント引当金 ポイント引当金は、「One's plus」(平成20年10月6日以降「SMBCポイントバック」に名称変更)におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。	(7) ポイント引当金 ポイント引当金は、「One's plus」におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(6) 預金払戻引当金 預金払戻引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、従来は払戻時に損失処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付けで公表されたことを踏まえ、当中間会計期間より過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前中間純利益は10,839百万円それぞれ減少しております。</p>	<p>(7) 預金払戻引当金 預金払戻引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p>	<p>(8) 預金払戻引当金 預金払戻引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、従来は払戻時に損失処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付けで公表されたことを踏まえ、当事業年度より過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てる方法に変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前当期純利益は9,587百万円それぞれ減少しております。</p>
	<p>(7) 金融商品取引責任準備金 受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融商品取引法第48条の3の規定に基づき計上しております。</p> <p>なお、従来、金融先物取引法第81条に基づき、金融先物取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間会計期間から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>	<p>(8) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融商品取引法第48条の3の規定に基づき計上しております。</p>	<p>(9) 金融商品取引責任準備金 受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融商品取引法第48条の3の規定に基づき計上しております。</p> <p>なお、従来、金融先物取引法第81条に基づき、金融先物取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当事業年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>
6 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	_____	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	<p>・金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>個別ヘッジについても、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。</p> <p>また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、業種別監査委員会報告第24号の適用に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、平成15年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は28,190百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益の総額は20,294百万円(同前)であります。</p>	<p>・金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>個別ヘッジについても、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。</p> <p>また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、業種別監査委員会報告第24号の適用に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、平成15年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は11,131百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益の総額は8,832百万円(同前)であります。</p>	<p>・金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>個別ヘッジについても、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。</p> <p>また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、業種別監査委員会報告第24号の適用に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、平成15年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は17,608百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益の総額は13,358百万円(同前)であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<ul style="list-style-type: none"> ・為替変動リスク・ヘッジ 異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に基づく繰延ヘッジを適用しております。 これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。 また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。 ・内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せず損益認識又は繰延処理を行っております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・為替変動リスク・ヘッジ 同左 ・内部取引等 同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・為替変動リスク・ヘッジ 同左 ・内部取引等 同左

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左
10 税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当事業年度において予定している剰余金の処分による海外投資等損失準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	同左	—————

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>金融商品に関する会計基準 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が平成19年6月15日付け及び同7月4日付けで一部改正され、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間より改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>		<p>金融商品に関する会計基準 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が平成19年6月15日付け及び同7月4日付けで一部改正され、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>
	<p>リース取引に関する会計基準 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、平成19年度末日における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものととして「有形固定資産」中のリース資産に計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法によった場合に比べ、「有形固定資産」中のリース資産が2,489百万円、「その他負債」中のリース債務が2,489百万円増加しております。なお、当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。</p>	

【表示方法の変更】

<p>前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
	<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号 平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p> <p>なお、前中間会計期間の「その他負債」に含まれる「未払法人税等」は3,534百万円であります。</p>

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>その他有価証券の時価評価の一部見直し</p> <p>有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来中間決算日の市場価格をもって貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号 平成20年10月28日)を踏まえ、当中間会計期間から合理的に算定された価額をもって貸借対照表価額としております。</p> <p>なお、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が147,919百万円増加、「繰延税金資産」が60,099百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が87,819百万円増加しております。</p>	

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間 (平成19年9月30日現在)	当中間会計期間 (平成20年9月30日現在)	前事業年度 (平成20年3月31日現在)
<p>1 関係会社の株式及び出資総額 1,441,591百万円</p> <p>2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び株式に合計3,156百万円含まれております。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は913,839百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは421,081百万円であります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は37,531百万円、延滞債権額は387,442百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は24,825百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 関係会社の株式及び出資総額 1,449,765百万円</p> <p>2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び株式に合計908百万円含まれております。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は13,842百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは195,232百万円であります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は166,708百万円、延滞債権額は580,968百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は37,655百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 関係会社の株式及び出資総額 1,431,935百万円</p> <p>2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「国債」及び「株式」に合計2,938百万円含まれております。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,758,728百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは475,844百万円であります。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は48,734百万円、延滞債権額は437,699百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は23,747百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間 (平成19年9月30日現在)	当中間会計期間 (平成20年9月30日現在)	前事業年度 (平成20年3月31日現在)																																																						
<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は299,124百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は748,924百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は779,551百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>現金預け金</td> <td>39,665百万円</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>600,286百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>4,762,253百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>176,078百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>コールマネー</td> <td>1,065,000百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>121,012百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引 受入担保金</td> <td>2,411,737百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>1,845,500百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td>137,925百万円</td> </tr> </table>	現金預け金	39,665百万円	特定取引資産	600,286百万円	有価証券	4,762,253百万円	貸出金	176,078百万円	コールマネー	1,065,000百万円	売現先勘定	121,012百万円	債券貸借取引 受入担保金	2,411,737百万円	借入金	1,845,500百万円	支払承諾	137,925百万円	<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は244,379百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,029,713百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は718,526百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>現金預け金</td> <td>35,435百万円</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>174,837百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>6,611,064百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>727,924百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>コールマネー</td> <td>795,000百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>979,331百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引 受入担保金</td> <td>4,005,134百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>1,490,423百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td>84,168百万円</td> </tr> </table>	現金預け金	35,435百万円	特定取引資産	174,837百万円	有価証券	6,611,064百万円	貸出金	727,924百万円	コールマネー	795,000百万円	売現先勘定	979,331百万円	債券貸借取引 受入担保金	4,005,134百万円	借入金	1,490,423百万円	支払承諾	84,168百万円	<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は260,405百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は770,587百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は727,646百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>現金預け金</td> <td>34,403百万円</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>672,766百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>8,145,467百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>909,169百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>コールマネー</td> <td>1,135,000百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>1,711,287百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引 受入担保金</td> <td>5,379,076百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>1,410,200百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td>141,996百万円</td> </tr> </table>	現金預け金	34,403百万円	特定取引資産	672,766百万円	有価証券	8,145,467百万円	貸出金	909,169百万円	コールマネー	1,135,000百万円	売現先勘定	1,711,287百万円	債券貸借取引 受入担保金	5,379,076百万円	借入金	1,410,200百万円	支払承諾	141,996百万円
現金預け金	39,665百万円																																																							
特定取引資産	600,286百万円																																																							
有価証券	4,762,253百万円																																																							
貸出金	176,078百万円																																																							
コールマネー	1,065,000百万円																																																							
売現先勘定	121,012百万円																																																							
債券貸借取引 受入担保金	2,411,737百万円																																																							
借入金	1,845,500百万円																																																							
支払承諾	137,925百万円																																																							
現金預け金	35,435百万円																																																							
特定取引資産	174,837百万円																																																							
有価証券	6,611,064百万円																																																							
貸出金	727,924百万円																																																							
コールマネー	795,000百万円																																																							
売現先勘定	979,331百万円																																																							
債券貸借取引 受入担保金	4,005,134百万円																																																							
借入金	1,490,423百万円																																																							
支払承諾	84,168百万円																																																							
現金預け金	34,403百万円																																																							
特定取引資産	672,766百万円																																																							
有価証券	8,145,467百万円																																																							
貸出金	909,169百万円																																																							
コールマネー	1,135,000百万円																																																							
売現先勘定	1,711,287百万円																																																							
債券貸借取引 受入担保金	5,379,076百万円																																																							
借入金	1,410,200百万円																																																							
支払承諾	141,996百万円																																																							

前中間会計期間 (平成19年9月30日現在)	当中間会計期間 (平成20年9月30日現在)	前事業年度 (平成20年3月31日現在)
<p>上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金7,158百万円、特定取引資産272,293百万円、有価証券3,181,832百万円、貸出金591,044百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は66,154百万円、先物取引差入証拠金は5,299百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、37,395,141百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが31,704,206百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金14,193百万円、特定取引資産746,248百万円、有価証券3,717,170百万円、買入金銭債権2,660百万円、貸出金1,104,955百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は70,321百万円、先物取引差入証拠金は6,500百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、39,111,070百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが33,352,952百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金7,715百万円、特定取引資産601,560百万円、有価証券3,862,830百万円、買入金銭債権427百万円、貸出金888,532百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は67,616百万円、先物取引差入証拠金は9,312百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、38,528,695百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが32,914,743百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間会計期間 (平成19年9月30日現在)	当中間会計期間 (平成20年9月30日現在)	前事業年度 (平成20年3月31日現在)
<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日及び 平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日及び 平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日及び 平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。</p>
<p>11 有形固定資産の減価償却累計額 448,520百万円</p>	<p>11 有形固定資産の減価償却累計額 448,991百万円</p>	<p>11 有形固定資産の減価償却累計額 439,582百万円</p>
<p>12 有形固定資産の圧縮記帳額 65,523百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>		<p>12 有形固定資産の圧縮記帳額 65,401百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)</p>
<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,934,418百万円が含まれております。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,146,479百万円が含まれております。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,978,630百万円が含まれております。</p>
<p>14 社債には、劣後特約付社債1,985,429百万円が含まれております。</p>	<p>14 社債には、劣後特約付社債1,986,641百万円が含まれております。</p>	<p>14 社債には、劣後特約付社債2,020,516百万円が含まれております。</p>
<p>15 特別法上の引当金は金融商品取引責任準備金18百万円であります。</p>	<p>15 特別法上の引当金は金融商品取引責任準備金0百万円であります。</p>	<p>15 特別法上の引当金は金融商品取引責任準備金0百万円であります。</p>
<p>16 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,227,049百万円であります。</p>	<p>16 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,189,108百万円であります。</p>	<p>16 「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,148,366百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																
<p>1 その他経常収益には、株式等売却益8,224百万円を含んでおります。</p> <p>2 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 12,241百万円 無形固定資産 13,021百万円</p> <p>3 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額50,553百万円、貸出金償却59,177百万円及び株式等償却111,494百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別損失には、減損損失3,095百万円を含んでおります。</p> <p>5 当中間会計期間において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>1 その他経常収益には、株式等売却益5,412百万円を含んでおります。</p> <p>2 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 13,696百万円 無形固定資産 14,298百万円</p> <p>3 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額89,224百万円、貸出金償却119,444百万円及び株式等償却22,009百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別損失には、減損損失1,168百万円を含んでおります。</p> <p>5 当中間会計期間において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>1 その他経常収益には、株式等売却益26,718百万円を含んでおります。</p> <p>2 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 25,884百万円 無形固定資産 26,362百万円</p> <p>3 その他経常費用には、貸出金償却121,801百万円、株式等償却165,409百万円、延滞債権等を売却したことによる損失33,209百万円及び投資損失引当金繰入額12,801百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別損失は、減損損失4,700百万円及び固定資産処分損9,636百万円であります。</p> <p>5 当事業年度において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>遊休資産 11物件</td> <td>土地、 建物等</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>近畿圏</td> <td>遊休資産 8物件</td> <td>土地、 建物等</td> <td>2,553</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産 8物件</td> <td>土地、 建物等</td> <td>262</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)	首都圏	遊休資産 11物件	土地、 建物等	280	近畿圏	遊休資産 8物件	土地、 建物等	2,553	その他	遊休資産 8物件	土地、 建物等	262	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>遊休資産 16物件</td> <td>土地、 建物等</td> <td>403</td> </tr> <tr> <td>近畿圏</td> <td>遊休資産 5物件</td> <td>土地、 建物等</td> <td>578</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産 8物件</td> <td>土地、 建物等</td> <td>186</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)	首都圏	遊休資産 16物件	土地、 建物等	403	近畿圏	遊休資産 5物件	土地、 建物等	578	その他	遊休資産 8物件	土地、 建物等	186	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>遊休資産 27物件</td> <td>土地、 建物等</td> <td>1,196</td> </tr> <tr> <td>近畿圏</td> <td>遊休資産 13物件</td> <td>土地、 建物等</td> <td>3,052</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産 13物件</td> <td>土地、 建物等</td> <td>451</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)	首都圏	遊休資産 27物件	土地、 建物等	1,196	近畿圏	遊休資産 13物件	土地、 建物等	3,052	その他	遊休資産 13物件	土地、 建物等	451
地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)																																															
首都圏	遊休資産 11物件	土地、 建物等	280																																															
近畿圏	遊休資産 8物件	土地、 建物等	2,553																																															
その他	遊休資産 8物件	土地、 建物等	262																																															
地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)																																															
首都圏	遊休資産 16物件	土地、 建物等	403																																															
近畿圏	遊休資産 5物件	土地、 建物等	578																																															
その他	遊休資産 8物件	土地、 建物等	186																																															
地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)																																															
首都圏	遊休資産 27物件	土地、 建物等	1,196																																															
近畿圏	遊休資産 13物件	土地、 建物等	3,052																																															
その他	遊休資産 13物件	土地、 建物等	451																																															
<p>当行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点(物理的に同一の資産を共有する拠点)をグルーピングの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また遊休資産については、物件ごとにグルーピングの単位としております。</p> <p>当中間会計期間は、遊休資産について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>回収可能価額は、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。</p>	<p>当行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点(物理的に同一の資産を共有する拠点)をグルーピングの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また遊休資産については、物件ごとにグルーピングの単位としております。</p> <p>当中間会計期間は、遊休資産について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>回収可能価額は、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。</p>	<p>当行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点(物理的に同一の資産を共有する拠点)をグルーピングの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また遊休資産については、物件ごとにグルーピングの単位としております。</p> <p>当事業年度は、遊休資産について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>回収可能価額は、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。</p>																																																

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当ありません。

当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当ありません。

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当ありません。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 4,747百万円 その他 493百万円 合計 5,240百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1,643百万円 その他 282百万円 合計 1,925百万円 中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 3,104百万円 その他 210百万円 合計 3,314百万円 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 845百万円 1年超 2,580百万円 合計 3,425百万円 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 493百万円 減価償却費相当額 438百万円 支払利息相当額 63百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 10,264百万円 1年超 43,249百万円 合計 53,514百万円 	<p>———</p>	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び事業年度末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 4,593百万円 その他 493百万円 合計 5,086百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1,885百万円 その他 315百万円 合計 2,200百万円 事業年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 2,707百万円 その他 178百万円 合計 2,885百万円 未経過リース料事業年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 841百万円 1年超 2,163百万円 合計 3,005百万円 当事業年度の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 984百万円 減価償却費相当額 876百万円 支払利息相当額 120百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 8,521百万円 1年超 49,824百万円 合計 58,346百万円

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)						
<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>1 ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容 有形固定資産 主として、事務システム機器等及び店用車であります。</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table data-bbox="638 672 989 772"> <tr> <td>1年内</td> <td>9,578百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>52,972百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>62,551百万円</td> </tr> </table>	1年内	9,578百万円	1年超	52,972百万円	合計	62,551百万円	<p style="text-align: center;">—————</p>
1年内	9,578百万円							
1年超	52,972百万円							
合計	62,551百万円							

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間(平成19年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	43,699	77,900	34,200
関連会社株式	110,781	108,910	1,870
合計	154,481	186,811	32,329

(注) 時価は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

当中間会計期間(平成20年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	43,699	36,795	6,904
関連会社株式	133,065	90,979	42,086
合計	176,765	127,774	48,991

(注) 時価は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

前事業年度(平成20年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	43,699	57,576	13,876
関連会社株式	133,048	120,225	12,822
合計	176,748	177,802	1,054

(注) 時価は、当事業年度末日における市場価格等に基づいております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(2) 【信託財産残高表】

資産						
科目	前中間会計期間 (平成19年9月30日現在)		当中間会計期間 (平成20年9月30日現在)		前事業年度 (平成20年3月31日現在)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	4,150	0.40	222,540	16.69	223,740	19.03
有価証券	285,533	27.78	349,145	26.18	273,504	23.27
受託有価証券	3,274	0.32	3,412	0.25	3,451	0.30
金銭債権	660,147	64.23	620,628	46.54	571,072	48.57
有形固定資産	84	0.01			25	0.00
無形固定資産			126	0.01		
その他債権	1,332	0.13	2,703	0.20	1,318	0.11
コールローン			225	0.02	263	0.02
銀行勘定貸	45,893	4.46	106,932	8.02	80,796	6.87
現金預け金	27,401	2.67	26,467	1.98	20,000	1.70
その他			1,462	0.11	1,540	0.13
合計	1,027,818	100.00	1,333,644	100.00	1,175,711	100.00

負債						
科目	前中間会計期間 (平成19年9月30日現在)		当中間会計期間 (平成20年9月30日現在)		前事業年度 (平成20年3月31日現在)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	351,198	34.17	465,474	34.90	354,058	30.11
金銭信託以外の金銭の信託	45	0.00	220,150	16.51	223,130	18.98
有価証券の信託	3,274	0.32	3,428	0.26	3,462	0.30
金銭債権の信託	560,068	54.49	553,396	41.49	501,920	42.69
包括信託	113,230	11.02	89,732	6.73	91,600	7.79
その他の信託			1,462	0.11	1,540	0.13
合計	1,027,818	100.00	1,333,644	100.00	1,175,711	100.00

(注) 1 共同信託他社管理財産はありません。

2 元本補てん契約のある信託については取り扱っておりません。

(3) 【その他】

中間配当(会社法第454条第5項に定める剰余金の配当)

平成20年11月14日開催の取締役会において、第6期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

中間配当金の総額	78,558百万円
1株当たりの中間配当金	
普通株式	1,339円
第1回第六種優先株式	44,250円
効力発生日及び支払開始日	平成20年11月28日

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 臨時報告書
平成20年5月13日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書であります。
- (2) 有価証券報告書の訂正報告書
平成20年6月30日
関東財務局長に提出。
平成19年6月29日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。
- (3) 発行登録書及びその添付書類
平成20年6月30日
関東財務局長に提出。
社債の募集に係る発行登録書であります。
- (4) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度 自 平成19年4月1日 平成20年6月30日
(第5期) 至 平成20年3月31日 関東財務局長に提出。
- (5) 臨時報告書
平成20年7月22日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書であります。
- (6) 有価証券報告書の訂正報告書
平成20年8月14日
関東財務局長に提出。
平成20年6月30日提出上記(4)の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。
- (7) 発行登録追補書類及びその添付書類
平成20年4月11日
関東財務局長に提出。
平成18年6月30日提出の発行登録書(社債の募集)に係る発行登録追補書類であります。
- (8) 発行登録追補書類及びその添付書類
平成20年7月10日
及び 平成20年9月12日
関東財務局長に提出。
平成20年6月30日提出上記(3)の発行登録書(社債の募集)に係る発行登録追補書類であります。
- (9) 訂正発行登録書
平成20年5月13日
平成20年6月30日
及び 平成20年6月30日
関東財務局長に提出。
平成18年6月30日提出の発行登録書(社債の募集)に係る訂正発行登録書であります。
- (10) 訂正発行登録書
平成20年7月22日
平成20年8月14日
及び 平成20年11月28日
関東財務局長に提出。
平成20年6月30日提出上記(3)の発行登録書(社債の募集)に係る訂正発行登録書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月5日

株式会社三井住友銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 正典 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 沼野 廣志 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 裕行 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月27日

株式会社三井住友銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 正典 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 沼野 廣志 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 裕行 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、

1. 会社は平成20年11月19日開催の取締役会において、海外特別目的子会社が発行した優先出資証券を償還することを決議した。
2. 会社は平成20年11月19日開催の取締役会において、海外特別目的子会社の設立及び当該海外特別目的子会社による優先出資証券の発行を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 - 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月5日

株式会社三井住友銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 正典 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 沼野 廣志 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 裕行 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月27日

株式会社三井住友銀行

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 正典 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 沼野 廣志 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 裕行 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月28日
【会社名】	株式会社三井住友銀行
【英訳名】	Sumitomo Mitsui Banking Corporation
【代表者の役職氏名】	頭取 奥 正 之
【最高財務責任者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
【縦覧に供する場所】	金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行頭取奥正之は、当行の第6期中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記事項はございません。